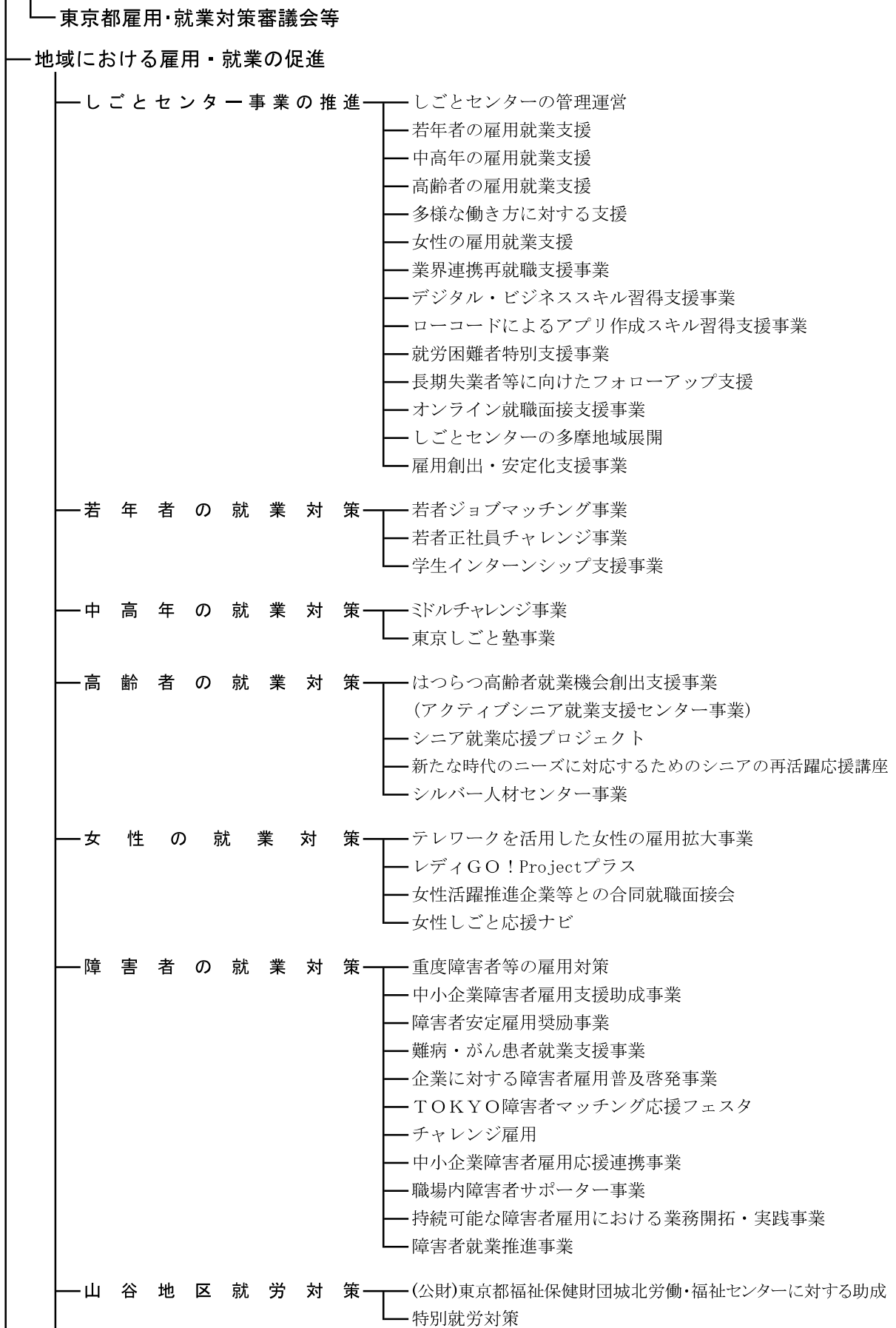
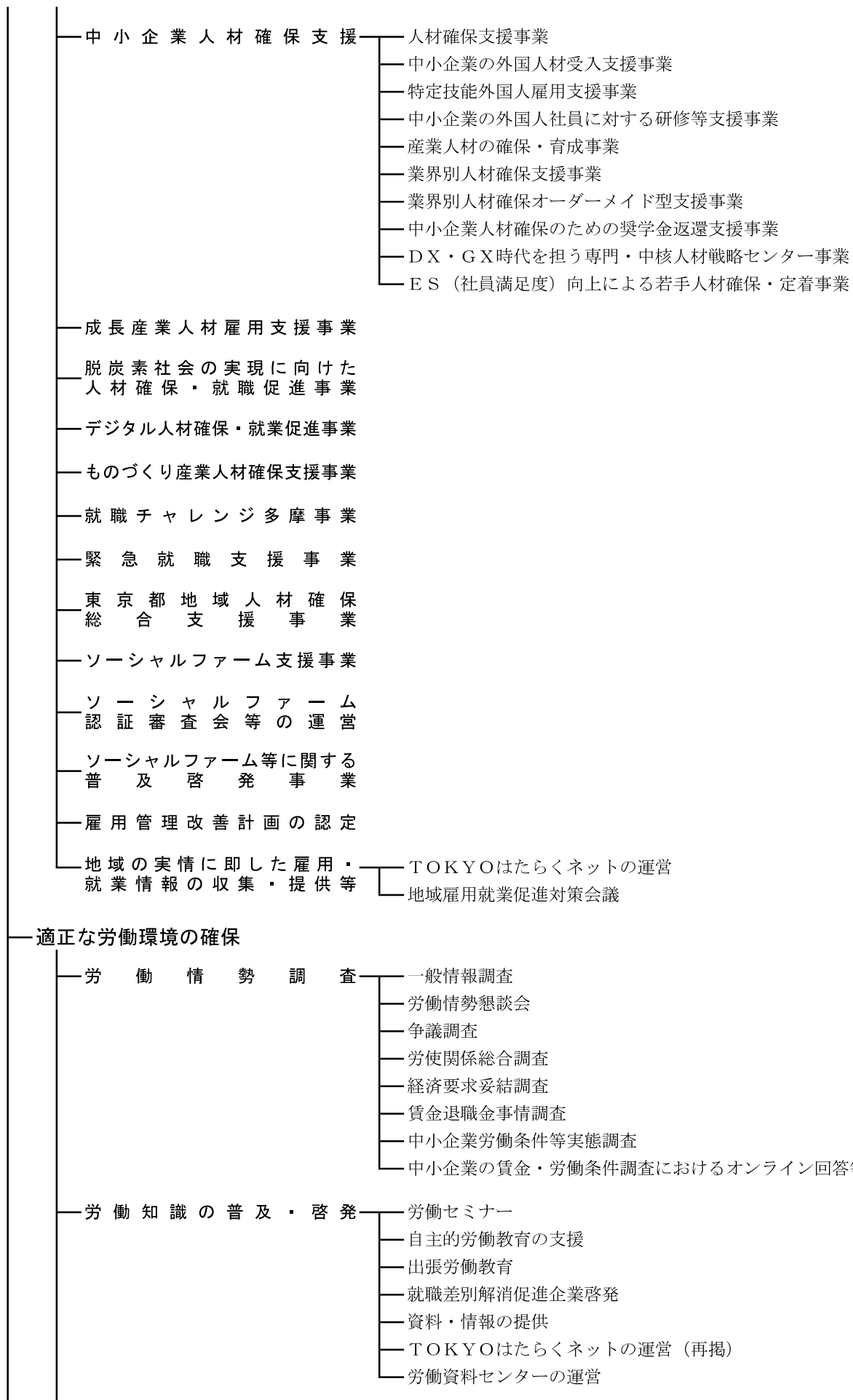


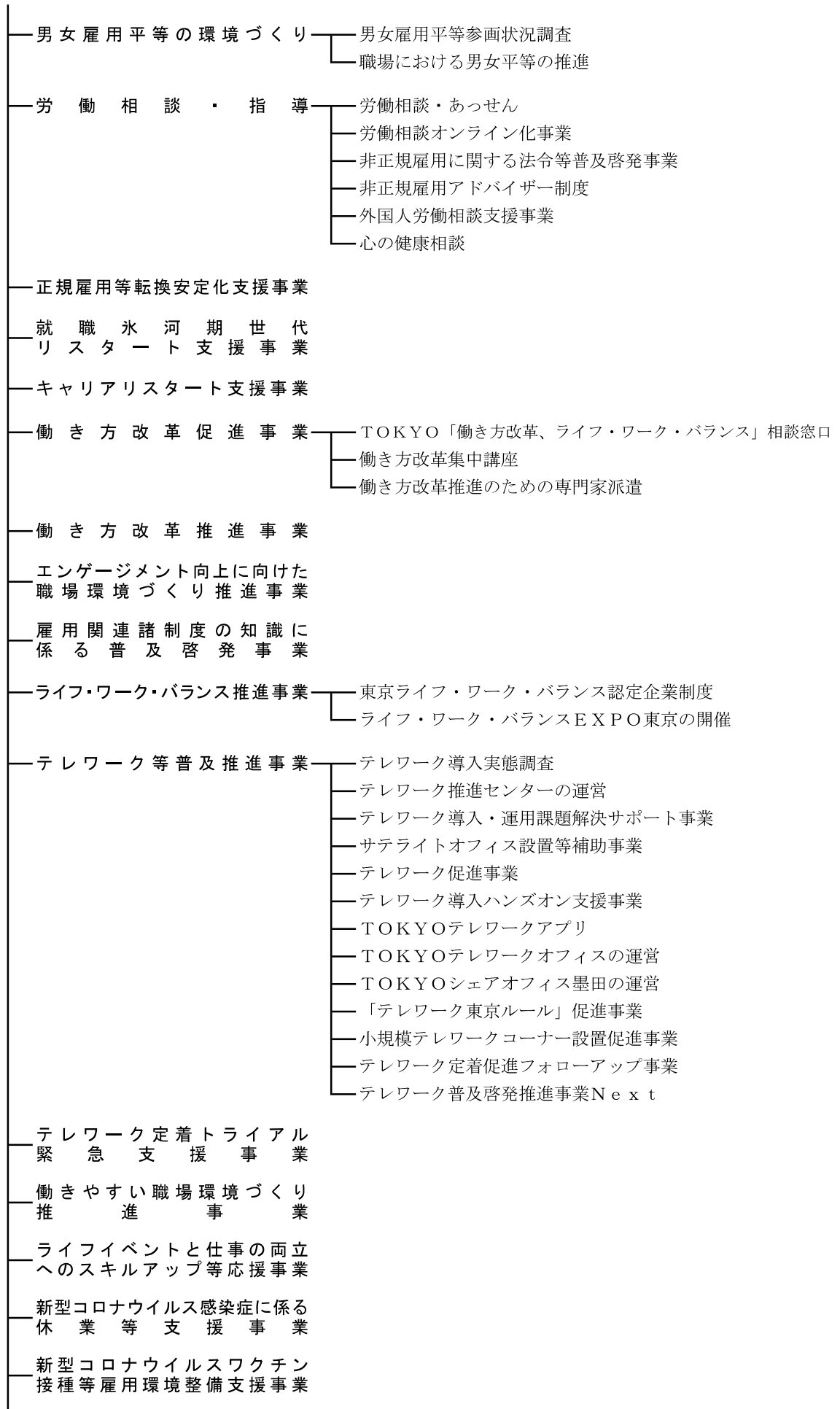
VII 雇用就業対策

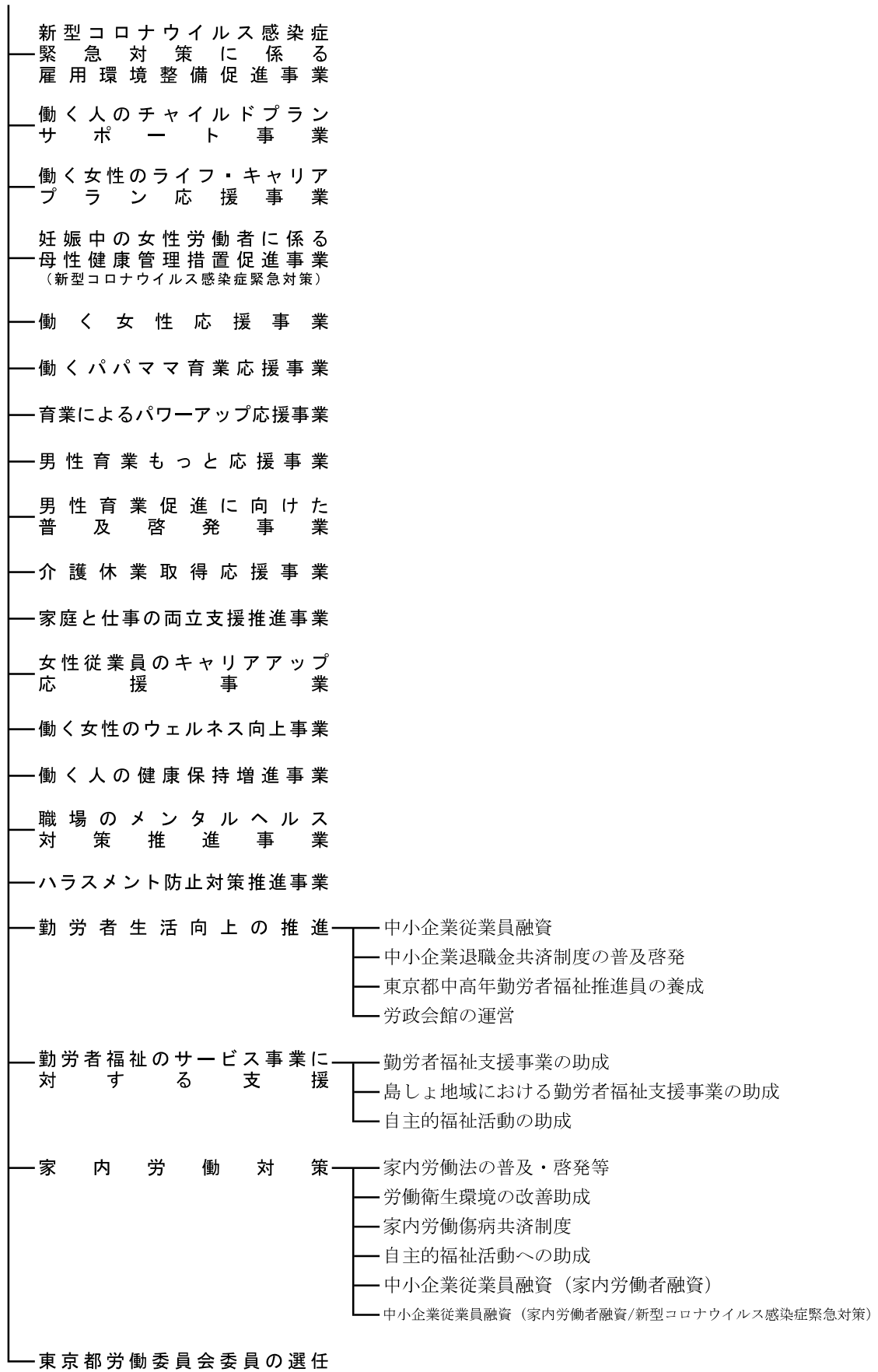
○施策の体系（令和5年8月1日現在）

雇用就業対策

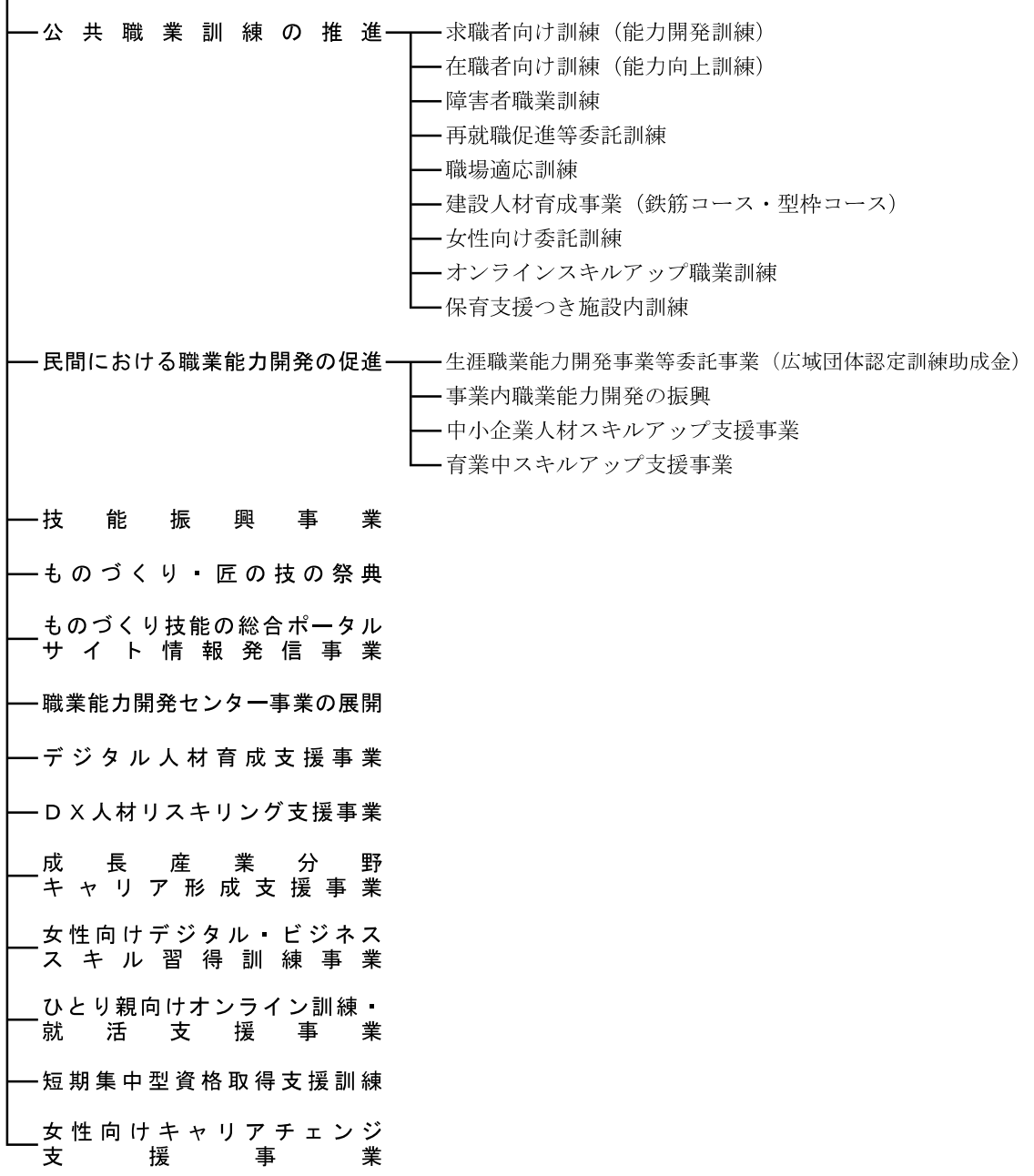








多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上



第1 審 議 会 等

1 東京都雇用・就業対策審議会等（調整課）

(1) 東京都雇用・就業対策審議会

知事の附属機関として、学識経験者委員・事業主委員・労働者委員による審議を行うことにより、雇用及び就業の促進、職業能力の開発並びに労使関係の安定を図る。

ア 委員構成等

| | | |
|--------|-------|-----------------|
| 【委員合計】 | 24人以内 | |
| 学識経験者 | 12人以内 | |
| 事業主代表 | 6人以内 | ※事業主代表と労働者代表は同数 |
| 労働者代表 | 6人以内 | |

イ 任期

2年

ウ 所掌事項

- (ア) 雇用及び就業対策に関する事項
- (イ) 職業能力の開発に関する事項
- (ウ) 労使関係の安定に関する事項
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする事項

エ 諮問事項と審議状況

第1期 諮問事項「東京を再生させる雇用就業施策について」

平成14年10月 諮問

平成15年3月 中間のまとめ

平成15年7月 答申

第2期 諮問事項「東京都におけるこれからの職業能力開発行政の基本的な方向及び講ずべき施策について」

平成16年12月 諮問

平成17年7月 中間のまとめ

平成17年12月 答申

第3期 諮問事項「社会ニーズの変化に的確に対応する雇用就業施策のあり方について」

平成24年2月 諮問

平成24年11月 中間のまとめ

平成25年2月 答申

(2) 公労使会議

2020年に向けた実行プランに掲げた「新しい東京」を目指し、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の三つのシティを実現するため、公労使が一堂に会し意見交換を行う場を設ける。

(3) 東京都雇用対策協定運営協議会

東京都知事と厚生労働大臣は、一層連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進するため、「東京都雇用対策協定」を平成 27 年 2 月 10 日に締結した。

この協定に基づき、事業計画の策定や事業の評価を行い、東京都と東京労働局が連携しつつ、事業を効果的に実施することを目的として、東京都雇用対策協定運営協議会を設置する。

第2 地域における雇用・就業の促進

1 しごとセンター事業の推進（就業推進課） 事業の実施は、指定管理者である（公財）東京しごと財団に委託

(1) しごとセンターの管理運営

雇用のミスマッチを解消し、都民の雇用・就業の促進を図るため、若年者、中高年者、高齢者及び家庭との両立を目指す女性を対象とした窓口を通じて、カウンセリングやセミナー、能力開発などの就職支援を、ワンストップで提供する。

◎東京しごとセンター

○ヤングフロア（ジョブカフェ）

- ・就職支援アドバイザーによるカウンセリング
- ・ハローワークによる職業紹介

○ミドルフロア

- ・民間事業者によるキャリアカウンセリング、職業紹介
- ・非正規対策事業

○シニアフロア

- ・高齢者就業相談
- ・ハローワークによる職業紹介

○能力開発フロア ※大規模改修のため令和4年3月より外部仮移転中

- ・各種セミナー、短期講座

○障害者雇用就業サポートデスク

○総合相談

- ・総合相談、専門相談、事業所相談、情報コーナー

○女性しごと応援テラス

- ・民間事業者によるキャリアカウンセリング、職業紹介

○専門サポートコーナー ※大規模改修のため令和5年3月より外部仮移転中

- ・民間事業者による支援計画作成、プログラムの実施

○専門相談機関フロア

- ・東京都労働相談情報センター
- ・東京都労働資料センター
- ・（公財）東京しごと財団
- ・東京都福祉人材センター
- ・東京都保育人材・保育所支援センター
- ・東京都ひとり親家庭支援センター
- ・東京都職業能力開発協会 ※大規模改修のため令和3年1月より外部仮移転中

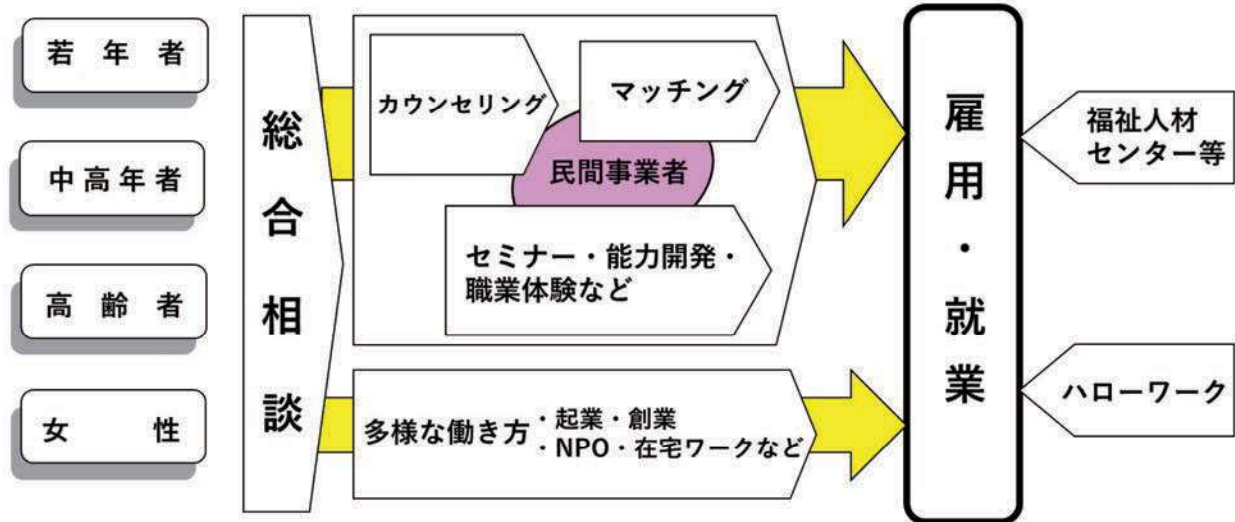
○能力開発のフロア

- ・中央・職業能力開発センター高年齢者校 ※大規模改修のため令和3年4月より外部仮移転中

高年齢者の職業訓練

各職業能力開発センターの案内・入校受付

東京しごとセンター・・・東京都しごとセンターのほか、福祉人材センターなどの関係機関も含めた仕事に関する多様なニーズにワンストップで応える施設全体の愛称。



令和4年度東京都しごとセンター・東京都しごとセンター多摩利用実績
(令和4年4月から令和5年3月まで)

(単位：人)

| 区分 | 利用者数 | | | ※①就職者数 | |
|----------|-------------|---------|---------|--------|-------|
| | 新規 | 再来 | 計 | | |
| ヤング | 7,318 | 39,621 | 46,939 | 3,663 | |
| ミドル | 10,744 | 87,821 | 98,565 | 5,619 | |
| シニア | 8,782 | 42,729 | 51,511 | 2,311 | |
| 女性 | ※②2,737 | 2,040 | 18,680 | 20,720 | 1,087 |
| 専門サポート | 165 | 3,311 | 3,476 | 115 | |
| 小計 | 29,049 | 192,162 | 221,211 | 12,795 | |
| 総合 相談 | 専門相談・事業所相談 | | 4,871 | / | |
| | 多様な働き方セミナー等 | | 21,682 | | |
| | 小計 | | 26,553 | | |
| 合計 | | | 247,764 | 12,795 | |

※①就職者数には、令和3年度以前の登録者で令和4年度に就職した者を含む。

※②年齢別コーナー等の併用を含む「女性しごと応援テラス（多摩含む）」の新規利用者

(2) 若年者の雇用就業支援

若者の就職支援のために、東京都しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開する。各種セミナーやプログラム等によって職業意識の醸成を図るとともに、

個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリング、能力開発を提供することにより、若年者を就業に結びつける。

ア 様々な職業情報の提供

各種就職情報に関するサイトを取り込んだポータルサイトや職業適性診断システムを組み込んだ情報検索端末を設置するとともに、就職活動のノウハウに関する図書類や雇用関係情報誌等を整備し、求職者へ提供する。

イ 就職スキルアップ支援

(ア) 就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）の配置

(イ) 出張型支援の充実強化

地域の就労支援機関や教育機関等と連携して、しごとセンターのサービス（就業意識醸成、就活ノウハウ等のセミナー、グループディスカッション、カウンセリング等）を出張型で提供する。併せて新規登録を促し、来所を誘導する。

(ウ) 就活実践力養成講座

就職に役立つ知識やスキルを学ぶことができる1回完結型のセミナーを年間通じて開催する。

(エ) 能力開発コースの実施

資格を活用した就職希望者等を対象に、資格取得を視野に入れた就職支援を実施する。

(オ) 若年者就職力アップ事業

社会人としての基礎的スキルや希望する職種に必要な職務能力が低く、無職又は非正規雇用者として働く若者に対し、コミュニケーション等の基礎能力や職務能力を向上させるためのプログラムを提供し、就職準備性を向上し、正社員就職を支援する。

(カ) 若年者早期就職支援事業

正社員として働くことの具体的なイメージを持っていないことや、就活ノウハウが不十分なため、やむを得ず無職又は非正規雇用者として働く若者に対し、短期間のグループワークと個別カウンセリング及びハローワーク飯田橋U-35と連携したメニューを提供し、早期の正社員就職を支援する。

(キ) 新卒学生フォローアップ事業

就活ルールの変更やコミュニケーション能力不足により、就職活動が進まない学生に対して、就職活動の遅れを取り戻しながら本来の活動の流れに乗れるよう、しごとセンターオンライン登録へ誘導し支援に繋げるとともに、仲間づくりやグループディスカッション対策のためグループワークを主体とした短期集中型のプログラムを提供する。

ウ 若者と企業のマッチング支援

(ア) 合同就職面接会

34歳以下の若年者のうち、パート・アルバイトに従事する者又は働く意思のある無職者で、常用雇用を希望する者を対象に、年4回、各回15社程度の小規模面接会を開催する。

(イ) 合同企業説明会

大企業志向等によるミスマッチ解消のため、若年者の採用に意欲的な中小企業と若年

者が交流できるプレマッチングの場を提供する。

(ウ) 中小企業見学

新卒者等の中小企業の理解を促すため、(イ)の合同企業説明会に参加した企業に赴いて、見学会を実施する。

(エ) 合同企業説明会直前対策セミナー

合同企業説明会を効果的に活用し、応募の促進につなげるための、直前対策セミナーを実施する。

(オ) 面接対策セミナー

面接会等を通じた就職決定を支援するため、就職面接会の上手な活用方法（企業の回り方）と模擬面接をセットにしたセミナーを実施する。

(カ) 業界職種研究ライブラリーの設置

情報提供アドバイザーによる企業研究や職種研究に特化したカウンセリングを実施し、業界職種勉強会を開催する。

(キ) 採用・育成サポートセミナー

合同企業説明会等マッチング支援事業を通じた採用ノウハウを伝達するセミナーを実施する。また、早期離職防止のため、人材育成に力を入れている、あるいは離職率が低い企業の社長等を講師に迎えセミナーを実施する。

(ク) 採用・育成に関する好事例の提供

若年者の採用や人材育成に関する企業の好事例を取材し、ライブラリー登録企業に対してメールマガジンで配信する。

エ 若者の職場定着支援

(ア) 社会人基礎プログラム（入社1年目）

正社員として必要とされる基礎力をつけ、組織の中で働くことへの理解を深めるセミナーを実施する。

(イ) キャリア形成プログラム（入社2年目から3年目）

仕事の応用力や職種ごとの課題解決力等、会社の業務内容と関連付けたテーマを設定することで実践力を養うプログラムを実施する。

(ウ) 参加者交流会

経営者や先輩社会人との意見交換により、キャリアプランを考える機会を提供する。また、同世代とグループワーク等を通して交流することで、入職早期の孤立化を防ぐ。

(エ) 育成担当者向け早期離職防止セミナー

若手社員の教育の担い手となる育成担当者向けに、早期離職を防ぐためのノウハウを提供する。

(オ) 管理者向け早期離職防止セミナー

管理職や経営者を対象に、若手社員の早期離職を防ぐためのセミナーを実施する。

(カ) 早期離職防止ガイドブック

研修メニュー、チューター制度等、早期離職防止のノウハウ等をまとめたガイドブックを作成し、セミナー参加企業や関係機関等に配布する。

オ 就活バックアップ支援

大学等就職支援者及び新卒者等の保護者を対象とした事業を実施することで、新卒者等の就職活動の間接的支援を促進する。

カ 高校生向け就業意識啓発講座

進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する内容の啓発講座を学校の要望に沿った形で実施する。

キ オンライン就職支援

特設サイトを設置・運営し、オンライン上でキャリアカウンセリング、セミナー及び企業説明会等のサービスを提供する。

ク 就活アプローチ事業

(ア) ワークスタート支援プログラム

働くことによる社会的自立が必要であるにもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門的なノウハウを有する機関を活用した支援メニューを実施する。

(イ) 就労支援機関担当者向けセミナー

若年者就業支援に直接携わるNPO法人等のスタッフに対してセミナーを実施するとともに、行政機関、NPO法人等との連携強化を図る。

(3) 中高年の雇用就業支援

ア 中高年の雇用就業支援事業

再就職を目指す中高年求職者に対し、多様な情報を一元的に提供し、民間事業者のアドバイザーが豊富な情報とノウハウを活かして、個別カウンセリングによる職業選択・能力開発等のアドバイスから求人情報の提供、職業紹介まで一貫したきめ細かい就職支援を実施する。

(ア) アドバイザーによる支援

就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）を配置することにより、求職者に対する個別カウンセリングを実施し、今までの職歴や職業能力、今後の希望を踏まえた助言・指導を行うとともに、求人情報等の提供から職業紹介までの支援を実施する。

(イ) 求職活動支援セミナー

雇用就業情勢等の情報提供と、本人によるキャリアの棚卸しを行い、今後の再就職活動の目標設定、就職活動計画の設計及び具体的な求人情報の探し方や面接技法等について学ぶセミナーを開催する。

a 小規模セミナー

自分の職業特性を分析し理解することで、就職活動の展開を考えていく「自己理解促進」と、書類選考や採用面接での自己PR力を実践的に身につけていく「就職対策支援」の2つのセミナーを実施し、就職活動に必要なスキルを身につけることを支援する。

また、就職活動期間が長期になっている者を主な対象に、これまでの活動を振り返り、効果的に活動を行うための「応募活動支援」セミナーを実施し、長期化する活動で低下したモチベーションの向上を図る。

さらに、自律的に就職活動を進めていくことができる利用者を対象に、グループワーク形式のプログラムを実施し、利用者の早期就業を支援する。加えて、転職を予定して

いる在職者向けのセミナーを土曜日に実施し、在職者の円滑な再就職活動を支援する。

b 大規模セミナー

雇用就業情勢の十分な周知を行い、求職者に求人市場の現状確認を促すとともに、今後の求職活動の進め方などを指導する。

(ウ) 能力開発コース

求人市場で求められている能力を身につける短期の講座を実施する。

a 再就職基礎講座

コミュニケーション能力の向上やキャリア開発を支援する講座を実施する。

b スキルアップ講座

パソコンの操作経験が乏しい求職者を対象に、ビジネスで役立つパソコン操作に関する講座を実施する。

c 資格取得等支援講座

資格を活用した就職希望者等を対象に、経理基礎知識、パソコン応用などの資格取得を支援する講義を実施する。

(エ) 雇用就業情報の提供

求人情報等をインターネット上で検索できるようにし、求職活動に活用できる情報を提供する。

(オ) 小規模就職面接会

求職者が希望する業界や職種を中心とした求人企業を募集し、小規模の合同就職面接会を実施する。

(カ) ミドルアフターのキャリアチェンジ支援

より就職が困難と見込まれるミドルアフター層（45～54 歳）の早期就職を図るため、きめ細かなサポートを行い、過去の職歴等にこだわらないキャリアチェンジを促すとともに、合同企業説明会や職場体験等の場を提供し、企業とのマッチングを後押しする。

(キ) 非正規就業者向けアプローチセミナー

非正規雇用歴等が長いミドル層を対象として今後の生活設計等を考えるきっかけとなるセミナーを実施し、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせずにいる人等を掘り起こして、しごとセンターの正規雇用化支援に誘導する。

(ク) ミドル版ワークスタート支援プログラム

就職活動に入る手前の段階から支援が必要な中高年の就職困難層を対象に、就労準備支援として、自信回復、職場に必要な基礎能力の付与及び就労体験等を組み合わせたプログラムを提供し、働くことを通じて自立を目指すための第一歩を支援する。

(ケ) 氷河期世代向け合同面接会

氷河期世代向けに更なる支援の拡充を図るため、セミナー・相談・面接会を1日のイベントとして、合同面接会を実施する。

(コ) オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

イ 非正規向け特別支援

非正規での就業経験が長く一貫したキャリア形成が十分でないことから、正社員就業の機会を逸し、パート・アルバイトなどの非正規雇用を余儀なくされている求職者の正社員化を促進するため、個々の状況に応じて受講できるプログラム等を提供し、早期就職を支援する。

(ア) 非正規向け求職活動支援

a 非正規向け求職活動支援セミナーの実施

正社員の就職経験が少ない求職者を対象に、求職活動に必要な情報（キャリアの棚卸し、求人市場の現状と今後の活動方法など）を提供する。

b 非正規向けパソコン講座の実施

パソコンスキル等を付与し、職業人としてのスキルを高めることにより、円滑な就職活動を支援する。

(イ) 就活エクスプレス事業

比較的早期での就職が見込まれる中高年求職者（30～54歳）を対象に、就業意欲を醸成し、就職活動を促進することを目的としたプログラムを提供するとともに、ジョブコーディネーターによるマッチング支援を行い、早期就職を促進する。

a グループワーク

キャリアの振り返りや職場訪問による中小企業理解、応募書類作成等を行うグループワークを実施するとともに、終了後は求職活動を受講者同士で支えあうフォローアップ講座を定期的実施する。

b 企業とのマッチング支援

中小企業の採用や人材活用等に精通したジョブコーディネーターを配置し、個別の求人開拓や正社員登用型求人の活用によりマッチングを支援する。

c 合同面接会

非正規雇用経験者の正社員採用に意欲的な企業を開拓し、合同面接会を開催、マッチングを促進する。

d 短期集中コース

グループワークへの継続参加が困難な求職者に対しては、短期集中型セミナーを実施し、正社員就職を支援する。

(4) 高齢者の雇用就業支援

高齢者への就業相談、人材開発コースによる能力開発や、ハローワーク飯田橋専門援助第三部門（シニアコーナー）との連携による職業紹介を実施するなど、高齢者の雇用就業に関する総合的なワンストップサービスを提供する。

ア 高齢者向け相談の実施

就業を希望する高齢者に対して、経験や職歴等の実情を踏まえた就業相談に応じ、ハローワーク飯田橋専門援助第三部門（シニアコーナー）による職業紹介を通じた就職支援を行う。また、必要に応じて、就職活動の早期の段階で職業選択の方向性を確認する職業選択チェックを実施する。

イ 中小企業向け人材開発コース事業

中小企業団体の協力により、業界に就職する上で必要な技能や基礎知識を短期間で習得するための人材開発コースを実施し、修了時に中小企業団体の傘下企業等との合同就職面接会により就職を支援する。

- ・コース実施 昼間 20 コース
- ・主なコース ケアスタッフ／病院食調理アシスタント／マンション管理員／コンビニエンスストアスタッフ／ベビーシッター など

ウ 再就職活動支援セミナー等の実施

高齢求職者の増加や求職者ニーズの多様化に対応するため各種セミナー等を開催し、セミナー受講と就業相談やその他の支援制度等をリンクさせたきめ細かいサービスを提供する。

- ・基本セミナー（「履歴書の書き方」「職務経歴書の書き方」「面接のポイント」など）
- ・実践セミナー（「職務経歴の棚卸し体験」「面接のロールプレイング」）
- ・就活スタート編（「高齢者雇用の現状」「高齢者ニーズの高い職種」など）
- ・「就活応用」編Ⅰ（「経験者の成功談」「グループワーク」など）
- ・「就活応用」編Ⅱ（「業界・職種の特徴」「ポイントと心構え」など）

エ シニアの社会参加サポートプログラム

地域のNPO活動や在宅ワーク等就業ニーズ多様化の動きが見られる一方で、基礎知識の不足等を原因として多様な働き方に踏み出せない高齢者が多い。こうした高齢者に対して、就業相談を行うとともに、基本的知識を整えるための事前セミナーを実施する。

(ア) 就業相談

企業での就業との具体的比較や就業支援ツールの活用により、より現実的な働き方を高齢者自身が選択できるようにサポートする。

(イ) セミナー

就業相談に先立ち、NPO就労や在宅ワークといった高齢者の活動実績が比較的高い分野をテーマに、具体的活動内容や就業現場の状況等多様な働き方に関する基本的知識を理解するためのセミナーとグループワーク形式の事業体験を実施する。

オ シニアのパソコンスキルアップ講座

シニアコーナー利用者のパソコンスキル向上を図り、円滑な就職活動に結びつけるため、講座を実施する。

カ 中小企業向けエキスパート人材開発プログラム

高齢者が培った総合的職務遂行能力を活用し、経験と能力を持った高齢者が中小企業で活躍できるよう人材開発プログラムを実施し、就職を支援する。

キ 就業支援総合セミナー

(ア) 定年退職後の働き方を考えるセミナー

概ね 60 歳以上の高齢者を対象に、再就職活動のプロセスを網羅した内容に、高齢者特有の再就職状況を加味した総合的なセミナーを行い、退職後の様々な生き方や働き方を選択する際に必要な情報や知識を付与し、高齢者の多様なニーズに対応する。さらに、希望者には、後日、ライフプランの作成等について個別相談を実施する。

- (イ) シニア予備群向け出張セミナー
企業等に講師を派遣し、概ね 50 歳から 60 代前半の従業員（シニア予備群）を対象に、退職後のキャリアビジョンや高齢期の働き方を考えるセミナーを実施することで、退職後の再就職等に向け準備を始める意識啓発やアドバイスを行う。
 - ク 65 歳以上のシニア対象職場体験事業
65 歳以上の就業促進を図るため、企業側、高齢求職者側双方に、再就職の実情についての理解を促す職場体験事業を実施する。都内の中小企業等に対する高齢者の採用意向調査及び個別訪問により、体験受入れ先を開拓する。最大 3 日間の体験後、ハローワークとの連携により就業につなげる。また、今後は 70 歳以上のシニアの職場体験も一層促進していく。
 - ケ 生涯現役社会推進事業
現在就職活動を行っていないがきっかけがあれば就職に踏み出せる潜在的な求職者である高齢者や就職活動を行っているものの就職の決まらない高齢者を対象として、マインドチェンジやキャリアチェンジを促す内容のセミナーを、東京労働局や地域のハローワークとの連携により都内全域で実施する。
 - コ オンライン化対応
セミナー等オンラインによる事業を実施する。
 - サ シニア合同面接会
年 4 回、シニアの合同面接会を開催し、企業と高齢求職者の迅速なマッチングを図る。
- (5) 多様な働き方に対する支援
- 働く人々が正社員以外の多様な就業形態から適切なものを選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web 上での情報サイトの運営など、総合的な支援を行う。
- ア 総合相談等
 - (ア) 総合相談窓口
利用者がニーズに応じたサービスを適切に受けられるように、導入となる総合相談で相談者の意向を確認して、適切なサービス窓口・機関への案内や説明を行う。
 - (イ) 事業所相談
人材活用等に関する事業主からの相談、情報提供のサービスを行う。
 - イ 専門相談
 - (ア) 起業・創業相談
 - (イ) 多様な働き方相談（NPO・在宅ワーク等）
 - (ウ) 職業適性相談
 - (エ) 社会保険・年金相談
 - (オ) メンタルケア相談（キャリアカウンセリングを受けているセンター利用者対象）
 - ウ 多様な働き方情報の収集・提供
 - (ア) 多様な働き方セミナー
様々な働き方、ワークスタイルについての情報提供を行うとともに、働くことに関わる様々な知識、ノウハウなどを身に付けることができるセミナーを行う。

- (イ) NPOなどでの就業体験
NPOなどでの就業を希望する方などを対象に、インターンシップ事業を行い、短期間の就業体験機会を提供する。
 - (ウ) 就業を支援する情報サイトの運営等
求人情報など、多様な就業を促進する情報サイトを、しごとセンターで運営する。
 - (エ) オンライン化対応
セミナー等オンラインによる事業を実施する。
- エ SNS等を活用したオンライン就職支援窓口の設置
- (ア) オンライン就職支援窓口の設置
専任のキャリアカウンセラーを配置し、全ての求職者を対象に、LINE、電話、オンラインで相談できる「オンライン就職支援窓口」を設置し、就職活動全般についてのキャリアカウンセリングを実施する。
 - (イ) 求職活動支援セミナー（オンライン配信）
雇用情勢の説明、就活のノウハウ提供、各種支援策の紹介、しごとセンター事業紹介等にかかるセミナーをオンラインで配信する。
- (6) 女性の雇用就業支援
- ア 女性再就職支援窓口等の運営
- 女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」において、出産や育児、介護等で離職した女性など、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、アドバイザーによる個別カウンセリング、求人情報の提供・職業紹介など、きめ細かい就職支援を実施する。
- (ア) アドバイザーによる支援
就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）を配置し、個別カウンセリングを実施するとともに、求人情報を提供し、マッチングを含めた就職支援を行う。また、家庭と仕事を両立しながら働くためのアドバイス、保育に関する情報提供・相談を実施する。
 - (イ) ミニセミナーの実施
就職に向けて具体的ノウハウを提供するミニセミナーを実施する。
 - (ウ) 就職面接会等の実施
小規模の就職面接会等を実施し、書類選考を経ることなく気軽に面接ができる機会を確保し、早期就職を支援する。
 - (エ) 雇用就業情報等の提供
求人情報をインターネット上で検索できる端末の設置や、各種支援窓口の情報提供等、就職活動に活用できる情報を提供する。
 - (オ) キッズスペースの設置
子ども連れでも安心して来所できるように、キッズスペースを設置する。
 - (カ) 啓発セミナーの実施
再就職に関心のある女性求職者を応援テラスへ誘導するため、応援テラスでの再就職の事例や各種事業を紹介するセミナーを開催する。

(キ) 職場見学の実施

就職にブランク期間のある専業主婦等の女性や再就職に不安を抱いている子育て中の女性のために、職場見学を実施し、就職に向けた意欲を醸成する。

(ク) 子育て女性向け再就職支援イベントの実施

子育て中の再就職を希望する女性を掘り起こすため、区市町村との連携により、子育て女性向けの再就職支援イベントを実施する。

(ケ) オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

イ 女性再就職支援事業

(ア) 女性再就職サポートプログラムの実施

a 女性再就職サポートプログラム

就職活動のノウハウの提供や、スキルアップを目指す職種別の講義形式のセミナー、自信を深めるための職場体験を組み合わせた総合的な支援プログラムを、しごとセンターにおいて実施する。

b 女性再就職サポートプログラム フォローアップセミナー

サポートプログラム受講修了後、一定程度の段階で未就職の受講生に対して、就職活動を行う意欲を高め就職へつなげるため、グループワークを中心としたセミナー及び個別相談会を実施する。

(イ) 女性向け在宅ワークセミナーの実施

家庭の事情等により自宅で働くことを希望する女性向けに、在宅ワーク等に関する基本的な情報を提供するセミナーを実施する。

(ウ) レディGO！ワクワク塾の実施

出産等を契機に離職し、働き方や再就職の時期等に様々な希望を持つ女性を対象とし、再就職希望者の裾野を拡大するため、育児と仕事の両立方法等を学ぶセミナーや両立支援を推進している企業への職場見学、短期間のインターンシップ等を含めた3か月間の講座を託児サービス付きで実施する。

(エ) 合同就職面接会の実施

早期再就職を目指す女性求職者に対し、1日で複数企業との面談・面接ができる合同面接会を実施する。

(オ) 利用者向け託児サービスの実施

子ども連れでも女性再就職サポートプログラムなどのサービスをじっくりと利用できるよう、東京しごとセンター内で託児サービスを実施する。レディGO！ワクワク塾等の実施時は、施設借上げにより託児サービスを実施する。

ウ 女性しごと応援キャラバン

女性を対象に、都内各地でキャラバン型の就業相談会を開催するとともに、ひとり親の方など、きめ細やかな支援が必要な方へカウンセリング等の就職支援サービスを実施する。

(7) 業界連携再就職支援事業

コロナ禍の影響で離職された方などを対象に、人材を確保したい業界団体と連携し、業界

知識と技能を付与する短期間の講習プログラムと業界傘下企業とのマッチングを組み合わせた再就職支援を実施する。

(8) デジタル・ビジネススキル習得支援事業

しごとセンターを利用する求職者に対し、オフィスソフトの操作に加え、急速に普及しているオンラインツールの習得やネットワーク関連の知識、プログラミング言語を使用しないプログラム開発手法（ローコード開発）等を習得させる講習を実施する。

(9) ローコードによるアプリ作成スキル習得支援事業

オフィスソフトの知識がある求職者に対し、ノーコード・ローコードによるアプリ作成スキルを提供する講習を実施する。

(10) 就労困難者特別支援事業

就労を希望しながら様々な事由により就労することが困難である就労困難者を対象に、関係機関と連携しながら、就労支援及び定着を図るための支援を行う専門サポートコーナーを設置する。

ア キャリアカウンセラー等によるチーム支援

キャリアカウンセラー等による個別カウンセリングを実施し、職場見学に同行する等、個々の特性や状況に応じたきめ細かな支援を行う。また、カウンセラー、求人開拓員、職場定着支援員、臨床心理士による支援チームを構成して、各利用者ごとに支援計画を策定する。

イ 各種プログラムによる支援

支援計画に基づき、生活面を含めた社会的な自立及び就労を支援するためのプログラムを策定し、各利用者の必要性に応じてパソコン等のトレーニングを実施していく。

ウ 就労受け入れ先のマッチング（職業紹介）

求人開拓員が都内企業等への求人開拓を行い、勤務条件等の条件緩和の調整を行う等、利用者の特性や状況に沿った就労受け入れ先を確保し、就労の準備が整った利用者とのマッチングを行う。

エ 定着支援

職場定着支援員が定期的に利用者が就職した職場を訪問し、利用者とは就労受け入れ先双方に対し、職場定着に関する支援を行う。

(11) 長期失業者等に向けたフォローアップ支援

雇用就業対策をより効果的に行っていくため、しごとセンターで実施しているキャリアカウンセリングや職業紹介、求職活動支援セミナー、就職面接会などの支援と職業能力開発センターで行う希望する業種の知識・技能の提供を組み合わせ、それぞれの強みを活かしながらより効果的な支援策を実施していき、就業支援の総合的な支援の仕組みを構築する。

(12) オンライン就職面接支援事業

オンライン就職面接の模擬実施を可能とするテレワークBOXを、東京しごとセンターと東京しごとセンター多摩に設置し、アドバイザーによるオンライン面接対策に活用する。

(13) しごとセンターの多摩地域展開

ア 総合相談サービス

(ア) 総合案内

利用者がニーズに応じたサービスを適切に受けられるように、導入となる総合相談で相談者の意向を確認して、適切なサービス窓口・機関への案内や説明を行う。

(イ) 情報コーナーの運営

パソコンでの応募書類作成や情報検索のほか、求人情報誌等の閲覧ができる情報コーナーを運営する。

(ウ) 事業所相談

事業主からの人材活用や定着支援等に関する相談に対応する。

イ 全年齢層に対する基幹サービスの提供

(ア) キャリアカウンセリング

利用者の適性や就職に向けた希望条件を勘案しつつ、求人市場の動向を踏まえ、就職活動に関する幅広いサービスを提供する。

(イ) 就職ノウハウセミナー

雇用就業情勢を十分周知するとともに、求職者に求人市場の現状を確認させ、今後の求職活動の進め方等に関する情報を提供するセミナーを実施する。

(ウ) 能力開発コース

パソコン操作経験が乏しい求職者を対象に、ビジネスで役立つパソコン操作に関する講座を実施する。

(エ) 土曜就活セミナー

平日に時間の取れない者を主な対象として、毎回仕事に関するテーマを設定して、必要な知識を提供する。

ウ ターゲットを絞ったサービス提供

(ア) フリーター等に対する支援

多摩地域での就業を希望する既卒者等若年者のうち、特に支援が必要な方向けに、1回4社程度の小規模な就職面接会を開催し、マッチングを行う。

(イ) 定年等退職者に対する支援

定年等退職者を対象として、再就職のプロセスを網羅した内容に、高齢者特有の再就職状況を加味した総合的なセミナーを行い、退職後の様々な生き方や働き方を選択する際に必要な情報や知識を提供し、定年等退職者の多様なニーズに応える。

エ アフターフォロー事業

新規就職者向けの個別相談に応じる窓口支援や、就職先企業への巡回支援を行う「アフターフォローアドバイザー」を設置し、就職後の定着率向上を図る。また、定着支援に向けたセミナーを実施する。

オ 広域多摩就職応援プログラム

年齢層問わず誰でも気軽に参加しやすく、カウンセリング、セミナーを併せて行う面接会イベントを、利用者が少ない南部地域も含め、多摩地域において広域的に展開する。

カ 新卒支援事業

(ア) 面接対策セミナー

就職面接会の上手な活用方法と、模擬面接をセットにしたセミナーを実施する。

(イ) 合同企業説明会

新卒採用活動中の企業を集めた合同企業説明会を実施し、新卒未内定者にプレマッチングの場を提供する。

(ウ) 中小企業見学会

新卒者等の中小企業の理解を促すため、(イ)の合同企業説明会参加企業に赴き、中小企業の現場を体験できる見学会を実施する。

(エ) 大学等就職支援者向けセミナー

大学のキャリアセンター職員等を対象に、新卒者等の就職支援に関するセミナーを実施する。

(オ) 保護者向けセミナー

若年者の志望先決定に大きな影響力を持つ保護者を対象に、若年者の就職の現状や中小企業への理解を高めるセミナーを実施する。

(カ) 保護者向け中小企業見学会

保護者が中小企業の現状を理解できるよう、大学等と連携して中小企業の現場を体験できる見学会を実施する。

キ 多摩地域若者・中小企業交流支援事業

多摩地域の大学等に通う若者に、地元の中小企業への理解を深めてもらうため、中小企業の情報や魅力等に触れる機会を提供する。

(ア) 講師派遣

大学等に講師を派遣し、中小企業の魅力や適職探しのポイント、自己PRの方法などを学生に伝えるとともに、中小企業交流会について積極的に周知を行う。

(イ) 企業研究・業界研究セミナー

専門家による当日参加予定の企業・業界研究を中心としたセミナーを行う。

(ウ) オリエンテーション

参加者同士のコミュニケーションを図り、交流会での企業に対する質問等を考えるワークを行う。

(エ) 人事担当者向けセミナー

企業人事担当者に向け、自社の魅力の伝え方、人材確保の採用戦略等に関するセミナーを行う。

(オ) 若者・企業交流会

多摩地域の若者に、中小企業に対する理解を深めてもらうため、企業経営者等との交流会を実施する。

(カ) 企業見学会・職場体験

参加者の希望業界及び職種に対する更なる理解促進を目的として、交流会参加企業への企業見学会・職場体験を行う。

ク 地域と連携した就業支援

市町村や商工会議所等の地元経済団体等と連携し、就職面接会を実施する等、地域のニーズに合った雇用就業支援を推進する。

ケ 女性向けサービス

多摩地域における女性の就業支援の充実を図るため、「女性しごと応援テラス多摩」を設置するとともに、関係機関と連携したセミナー等を実施する。

コ オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

(14) 雇用創出・安定化支援事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

労働者派遣のスキームを活用して、一定の収入を得ながらトライアル就労を行い、派遣先企業等での正社員就職を目指す支援を行う。

ア 派遣登録及び研修

民間派遣会社の派遣社員として登録し、派遣先企業で就業するために必要な研修を実施する。

イ eラーニング受講

派遣先の職種等の基本的な知識等をeラーニングにより提供する。

ウ トライアル就労

未経験の業種や職種等の企業で、派遣社員として1社当たり最大2か月間、就業する（最大3社まで）。派遣期間終了後、派遣先企業等とマッチングを行い、正社員としての就職を目指す。

2 若年者の就業対策（就業推進課）

(1) 若者ジョブマッチング事業

内定を得ていない新規学卒者等を対象として、年4回合同就職面接会を開催し、企業とのマッチングを積極的に進める。

(2) 若者正社員チャレンジ事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

正社員としての実務経験等が十分でない既卒29歳以下の求職者を対象に、セミナーと企業内実習（20日間程度）を組み合わせたプログラムを提供し、働く上での実践的な能力を身に付けることを通じて正規雇用化を支援する。併せて、採用後の職場定着を図るために採用から6か月にわたり定着支援のサポートを実施する。

(3) 学生インターンシップ支援事業

学生の大企業志向等を一因とする求人と求職のミスマッチ解消のために、都内中小企業を受入先としたインターンシップを展開し、学生の中小企業理解等を促進する。

3 中高年の就業対策（就業推進課）

(1) ミドルチャレンジ事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

一定程度の社会人スキルを有しながらも、非正規での雇用期間が長い中高年層の求職者（30～54歳）に対し、セミナーと企業内実習をセットにしたプログラムを提供し、実践的な職務能力を身につけ、正社員就職につなげる。

ア セミナー

参加者に対し、様々な業種、職種について学べるセミナーを実施し、今まで就職先として

視野に入れてこなかった業種、職種についても興味をもたせ、企業とのマッチングの範囲を広げる。

イ 合同企業説明会

参加者と実習先企業とのマッチングを目的として、合同企業説明会を開催し、事業内容や実習内容等の説明を聞いたうえで、実習先企業を決定する。

ウ 企業内実習

企業内実習に協力する企業を開拓する。参加者は、20日間程度当該企業内において実習を行い、社会人としての心構えやスキルを身につける。

※受入準備金 協力企業には受入1人につき日額6,000円を支給

※キャリア習得奨励金 参加者には日額5,000円を支給

エ 採用奨励金の支給

協力企業が企業内実習を全て履行し、その後参加者を正社員など期間の定めのない雇用契約で採用した場合は、採用から6か月後に採用奨励金を支給する。

※採用奨励金 正規雇用化1人につき10万円

オ ジョブリーダーによる支援

事業参加時のカウンセリングから就職後の定着支援まで、ジョブリーダーによる一貫した支援を行う。

(2) 東京しごと塾事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

スキルが十分でない中高年層の求職者（30～54歳）を対象に、正社員として働く上で必要な実践的能力を習得するプログラムを実施するとともに、就職活動から就職後の職場定着までの一貫した支援を講じ、正規雇用化を後押しする。

ア 職務実習

グループワークにより、基本的なビジネススキルやコミュニケーション力を習得するとともに、業界研究や経験者交流を通じて中小企業理解を深め、正社員として働く心構えを身につけるなど、2か月間の実践的な研修を実施する。

イ 企業とのマッチング支援

中小企業の採用や人材活用等に精通したジョブトレーナーを配置し、求職者に対して就職活動に関する相談・助言を行うとともに、企業訪問、企業説明会の開催を通じて、企業とのマッチングを支援する。

ウ 職場定着支援

就職後3か月間は、就職者へのフォローアップ講座や、企業への人材育成講座などを行うとともに、両者への職場定着支援を行い、就職後の離職を防止する。

4 高齢者の就業対策（就業推進課）

(1) はつらつ高齢者就業機会創出支援事業（アクティブシニア就業支援センター事業）

地域における高齢者の就業機会を創出し、高齢者の就業促進を図ることを目的として、区市町村が設置するアクティブシニア就業支援センターの実施運営に要する経費を補助するとともに、しごとセンターにおいて、必要な指導及び支援等を行う。

ア アクティブシニア就業支援センターで提供するサービス

一般社団法人及び一般財団法人等が、無料職業紹介事業の許可を受けて、概ね 55 歳以上の都民向けに、就業相談、職業紹介を実施する。また、その他地域における多様な就業（創業・起業、NPO等）についての情報を収集・提供する。

イ 事業内容

(ア) 事業費補助

アクティブシニア就業支援センターを設置する区市町村に対し、事業費の一部を補助する。

- ・補助対象：区市町村
- ・補助基準：1 / 2
- ・補助上限額：アクティブシニア就業支援センターの前年度事業実績に応じて、9段階のランク（440万円～1,200万円）を設定（この他初度調弁費等あり）。

(イ) 地域情報システムの運用

東京しごとセンターと各アクティブシニア就業支援センター間のネットワークにより求人・求職の管理を行う情報配信システムの運用を行う。（しごとセンター事業）

(ウ) アクティブシニア就業支援センター職員の育成

アクティブシニア就業支援センター職員を対象に、職業相談及び求人受理等に関する実務研修を実施する。（しごとセンター事業）

(エ) 地域別合同就職面接会

しごとセンターとアクティブシニア就業支援センターとの共催による、合同就職面接会を実施する。（しごとセンター事業）

(オ) シニア就業支援キャラバン

アクティブシニア就業支援センターと連携し、センター設置区市近辺において、潜在的求職者の掘り起こしや、高齢者と地元企業のマッチングを支援するイベントを実施する。（しごとセンター事業）

(2) シニア就業応援プロジェクト

高齢者が新たな職場においていきいきと働くことができるように、高齢者の就業を後押しするとともに、企業において高齢者活用が促進されるよう総合的に施策を展開する。

ア 企業向けシニア雇用促進事業

就業意欲のある高齢者の増加を踏まえ、企業の高齢者雇用の理解と受入れ準備の支援を行い、高齢者雇用を行う企業の拡充と、高齢者の雇用促進を図る。

(ア) シニア雇用促進セミナー

企業がシニア雇用の理解と受入準備ができるように、シニア人材の活用方法や配慮事項、企業の活用事例を紹介するセミナーを実施する。一部オンライン配信も行う。

(イ) シニア雇用に関するコンサルタント派遣

シニア人材の採用や活用に関する必要な情報やノウハウが不足している企業に対して、専門家を派遣し、高齢者の受入準備から定着まで、高齢者活用に関するアドバイスを行う。

イ 東京キャリア・トライアル 65

高齢者が派遣社員として企業に短期間の就業を行うことにより、高齢者は当該業界で働くスキルを身に付け、企業は高齢者を活用するノウハウを取得することで、働く高齢者の活躍の場を広げる。派遣就業前的高齢者には事前研修を実施する。

ウ 東京セカンドキャリア塾

65歳以上の高齢者を対象に、楽しみながら就職に必要な知識等を学べる長期のセミナーを行い、受講生同士の相互交流等を通し、就業意欲の向上を図る。また、定年退職前の50代後半から60代前半の中高年齢者（シニア予備群）を対象に、今後のセカンドキャリアに向けて再就職や多様な働き方について考える一連の講座とともに、職場体験による現場を学ぶ場を設け、セカンドキャリアへ一歩踏み出すためのきっかけ作りを行う。さらに、企業及び中高年齢者（シニア予備群）を対象に、シニアのキャリアデザインの方法やフリーランス等の多様な働き方を学べるオンライン講座を実施することで、企業における高齢者雇用の促進を図る。

エ シニアしごとEXPO

高齢求職者を後押しし、高齢者の就業拡大を図るため、都内の高齢者就業に携わる公的機関の参加を得て、普及啓発イベント等を開催し、併せて合同就職面接会を実施する。イベント内のセミナーや講演の一部についてはオンラインでの配信を行う。

オ シニア雇用事例普及啓発事業

都事業を利用して高齢者を継続雇用している企業を取材し、高齢者の活用のポイントやメリットなど、高齢者雇用のノウハウが分かるような事例集と動画を隔年で作成するとともに、Web広告を活用して事業周知を行い、高齢者の雇用に係る意識啓発を図る。

(3) 新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応援講座

豊富な経験や専門的知見を有するシニアが、セカンドキャリアにおいて円滑に職場適応し即戦力となるため、マインドチェンジを促進する短期間のプログラムを実施し、中小企業での活躍を後押しする。

(4) シルバー人材センター事業

シルバー人材センター事業の推進を図るため、区市町村や東京都シルバー人材センター連合への補助等を行う。

シルバー人材センターとは、働く意欲をもつ健康な高齢者が、その経験・能力・希望を活かし、相互協力のもとに働く機会を確保することにより、高齢者の生活観の充実、健康の保持、ひいては地域社会の発展に寄与し、その経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする会員主体の公益法人である。

ア シルバー人材センターの運営指導等

都内全域においてシルバー人材センター事業の展開を図るために、シルバー人材センターの設立指導を行うとともに、区市町村及びシルバー人材センター連合等に対する指導監督を通じてシルバー人材センター事業の適正な業務運営の確保を図る。

イ シルバー人材センターに対する助成

地域におけるシルバー人材センターの事業運営について補助を行う区市町村に対し、そ

の補助に要する経費の一部を助成する。

(ア) 公益目的事業費補助

- ・補助対象：区市町村
- ・補助基準：1／2
- ・補助上限額：シルバー人材センターの組織規模等に応じて4段階のランク（931万9,000円～1,249万5,000円）を設定

(イ) 重点推進事業費補助

多様化する高齢者の就業ニーズに応じて、シルバー人材センターが提案する高齢者の地域における活躍の推進に向けた意欲的な取組を支援する。

- ・補助対象：区市町村
- ・補助基準：1／2
- ・補助対象事業：①労働者派遣事業の導入・拡充に係る経費、②地域課題解決・地域活性化事業の導入・拡充に係る経費、③困難を抱える世帯等への支援事業の導入・拡充・継続実施に係る経費
- ・補助上限額：補助対象事業ごとに、補助上限額（労働者派遣事業：250万円、地域課題解決・地域活性化事業：165万円、困難を抱える世帯等への支援事業：100万円）を設定。

ウ 高齢者就業推進事業（(公財)東京しごと財団補助事業）

(公財)東京しごと財団は、都内でのシルバー人材センター事業を展開するに当たり、区市町村と締結した出捐協定に基づき事業を実施するとともに、高年齢者雇用安定法の指定を受けた東京都シルバー人材センター連合として事業を実施しており、都はこれに要する経費を補助する。

(ア) シルバー向け人材開発コースの実施

シルバー人材センターでの就業を希望する就業意欲のある高齢者が、シルバー人材センターの希望分野で働くことができるよう、必要な基本知識、技術・技能を付与する講習を実施する。

(イ) 広域企画提案による就業機会の確保

労働力人口の減少による人手不足の軽減に寄与するため、シルバー人材センター連合とセンターが協働して、複数エリアに渡る就業場所を持つ人手不足の民間企業を主要なターゲットに、積極的に企画提案することで、就業機会の確保を図る。

また、連合の就業開拓ノウハウを活かし、センター自らが、地域にあるニーズを踏まえた事業提案ができるよう、モデルとなるセンター（重点モデルセンター）を選定し、連合と一体となって集中的に企画提案型営業を協働で行う。

(ウ) 人材情報バンクの整備

就業機会の確保を図るツールとして、各センターからの人材情報を連合に集約し、連合ホームページからの発信を行うとともに内容の充実、利便性の向上を図り、広報発信力を強化する。

(エ) 安全・適正就業パトロール指導員の配置

会員の安全就業と適正就業を推進するため、安全就業パトロール指導員と適正就業指導員（各1名）を配置し、都内58シルバー人材センターの就業現場への巡回指導を行う。

(オ) 福祉・家事援助サービス事業の推進

シルバー人材センターの会員が安心して就業できるよう家事援助・生活援助に必要な能力を付与する研修を実施する。また、シルバー人材センターと関係機関との連携を進め、コーディネーター及び会員の育成、支援を図ることにより、新たな就業先の確保や円滑な事業実施に資するため、家事援助アドバイザーをシルバー人材センター連合に配置する。

(カ) シルバー人材センター等労働者派遣事業の実施

従来から実施している請負の形態に加え、発注者からの指揮命令を受ける職種への就業が可能な労働者派遣事業を拡大し、地域からの事業ニーズに応えると同時に、会員の就業機会拡大と新規会員の増加を図る。

(キ) これからシルバー応援FESTA

働きながら生きがいを希望する多くの高齢者に向け、従来のように労務系だけでなく、新たな職域の分野で働くことのできるセンターの魅力や、ライフスタイルに合わせた無理のない働き方を選択できるメリット等を広く発信するため、連合がけん引役となってシルバー人材センターのイメージアップと会員拡大を図るイベントを都内各地にて年7回実施する。

(ク) 安全就業の推進

シルバー人材センターの保有する車に対して、安全装置付きの車へ借換えした場合には補助を行う。

(ケ) シルバー人材センターの経営力・営業力強化

シルバー人材センターが安定的な経営を継続していけるよう、発注者との交渉に係る研修や、センターだけでは対応が困難な課題やニーズについての個別相談・指導を行う。

(コ) シルバー人材センター連合事業

高齢者雇用安定法に基づき、都道府県ごとにセンターを会員とする「シルバー人材センター連合」が設立されており、国庫補助事業（国と都道府県が1/2ずつ、シルバー人材センター連合に指定された団体に補助（限度額あり））として、都道府県下全域においてセンターの支援事業を展開している。

なお、都では（公財）東京しごと財団を「東京都シルバー人材センター連合」として指定している。

a シルバー体験講習

地域の一般高齢者に、退職後の新たな働き方の選択肢の一つであるセンターの具体的な内容を理解してもらい、入会につなげるため、センターの就業体験を含めた講習を実施する。

b シルバー人材センター活動分野拡大事業

シルバー人材センターの就業開拓担当者などの育成、就業職種の拡大の検討及び実施

を効果的に行うために、就業推進員を設置し、就業機会の確保をより一層推進する。

c 職域拡大技能講習事業

事務系分野や家事援助分野等での職域拡大を目的に、各シルバー人材センターにおいて事業実施に当たってのキーパーソンとなる会員向けに、他の会員に対する指導力を養成する職域拡大技能講習を実施する。

5 女性の就業対策（就業推進課）

(1) テレワークを活用した女性の雇用拡大事業

育児・介護等と仕事の両立を図る女性の就業に向けて、再就職準備プログラムや個別カウンセリングを実施するとともに、参加者ニーズに合致したテレワークが可能な求人を開拓し、女性求職者とテレワークが可能な企業とのマッチングを支援する。

(2) レディGO! Project プラス

女性の就業拡大に向けた機運を意識啓発により醸成し、家庭との両立を図りながら再就職を目指す女性等に対し、オンラインセミナーの配信やオンラインのキャリアカウンセリング等を実施することで就職意欲を高め、仕事と子育ての両立に協力的な企業との合同就職面接会を年6回、都内各地で開催することで、女性の就業を後押しする。

(3) 女性活躍推進企業等との合同就職面接会

ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している企業である「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」や女性活躍推進企業等のうち、特に仕事と家庭の両立に関し、優れた取組を実施している企業と非正規雇用で働く女性等とのマッチングの場として、合同就職面接会を託児付きで開催する。

なお、「ライフ・ワーク・バランスEXPO」と一体的に開催することにより相乗効果を創出し、正規雇用化の促進を図る。

(4) 女性しごと応援ナビ

女性活躍の更なる推進に向けて、就職活動や仕事に関する悩みを解消するための「オンラインキャリアカウンセリング」や、様々な「はたらく選択肢」を提示する「おしごと紹介」を通年で実施する。加えて、従来のはたらくイメージを変えて、自身の可能性を発見していただくための3日間のオンラインイベント「女性しごとEXPO」を開催し、女性の就業を後押ししていく。

6 障害者の就業対策（就業推進課）

(1) 重度障害者等の雇用対策

雇用情勢がとりわけ厳しい重度障害者等の雇用の安定及び推進を図るため、関係機関との連絡会を開催するとともに、重度障害者多数雇用事業所である第三セクター企業の指導等を行うほか、啓発用ハンドブックの作成等、一般企業への普及・啓発を行う。

(2) 中小企業障害者雇用支援助成事業

障害者や難病患者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の受給を満了した事業主のうち、就労場所が都内であること等を要件として、引き続き都が独自に最長3年間賃金助成(重度障害者等:1人当たり月額5万5千円(定額)、それ以外の障害者:1人当たり月額3万3千円(定額))を行う。

(3) 障害者安定雇用奨励事業

障害者等を正規雇用や無期雇用で雇入れた事業主に対し、奨励金(障害者等1人当たり中小企業:150万円、大企業:100万円)を支給する。また、障害者等を有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した事業主に対し、奨励金(障害者等1人当たり中小企業:120万円、大企業:100万円)を支給する。さらに、精神障害者を正規雇用や無期雇用で雇入れた場合、正規雇用や無期雇用に転換した場合は、上記に30万円を加算する(企業規模不問)。

(4) 難病・がん患者就業支援事業

難病やがん患者の雇入れや復職時の就業継続に向けた取組を行う事業主に対し、採用奨励金(企業規模不問)・雇用継続助成金(中小企業)(週所定労働時間に応じて最大60万円)を支給する。さらに、対象となる労働者の雇入れや復職時に、治療と仕事の両立に配慮した制度を新たに導入した場合、最大30万円を加算する(企業規模不問)。

(5) 企業に対する障害者雇用普及啓発事業

就労が困難な精神障害者、発達障害者などの雇用促進を図るため、東京労働局及び都庁内関係3局(福祉局、教育庁及び産業労働局)が連携した企業向け普及啓発セミナーを開催する。また、障害者法定雇用率を達成している都内企業のうち、障害者の能力開発や処遇改善を積極的に行うなど、障害者雇用の特色ある優れた取組を行っている企業を顕彰するとともに、好事例の発信を行う。さらに、中小企業における障害者雇用の推進を図るため、障害者雇用に取り組む企業を対象に、支援制度や支援機関等を紹介し、障害者雇用について理解を深めてもらうための「障害者雇用支援フェア」を開催する。

(6) TOKYO障害者マッチング応援フェスタ

東京労働局等と連携し、区部会場、多摩会場にて、就業を希望する障害者と障害者雇用に取り組む企業をマッチングする「障害者就職面接会」を実施する。あわせて、「職場体験実習面談会」や障害者雇用に関わる関係機関及び業界団体等と連携し「普及啓発イベント」も開催し、障害者雇用を促進する。

(7) チャレンジ雇用

知的障害者、精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、地方自治体として都庁におけるチャレンジ雇用を推進するため、都庁内において知的障害者、精神障害者を雇用する事業を実施し、一般企業などへの就職に向けたキャリア形成の充実を図る。

(8) 中小企業障害者雇用応援連携事業((公財)東京しごと財団委託事業)

東京都、(公財)東京しごと財団、国(東京労働局・ハローワーク)、都内障害者就労支援機関が連携し、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業に対し個別訪問等を行い、企業のニーズに応じた情報提供や支援メニューの提案等を行う。

(9) 職場内障害者サポーター事業((公財)東京しごと財団基金事業)

企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働

く職場の社員を対象に、障害者支援のノウハウが学べる養成講座を実施するとともに、一定の条件を満たした企業には奨励金（1事業所当たり中小企業：24万円、大企業・特例子会社：12万円）を支給する。

(10) 持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業

デジタル化の進展やニューロダイバーシティ（※）の観点から調査を実施し、障害者雇用の新たな可能性を開拓するとともに好事例を発信する。

※脳や神経、それに由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、それらの違いを社会の中で活かしていこうという考え方

(11) 障害者就業推進事業（（公財）東京しごと財団補助事業）

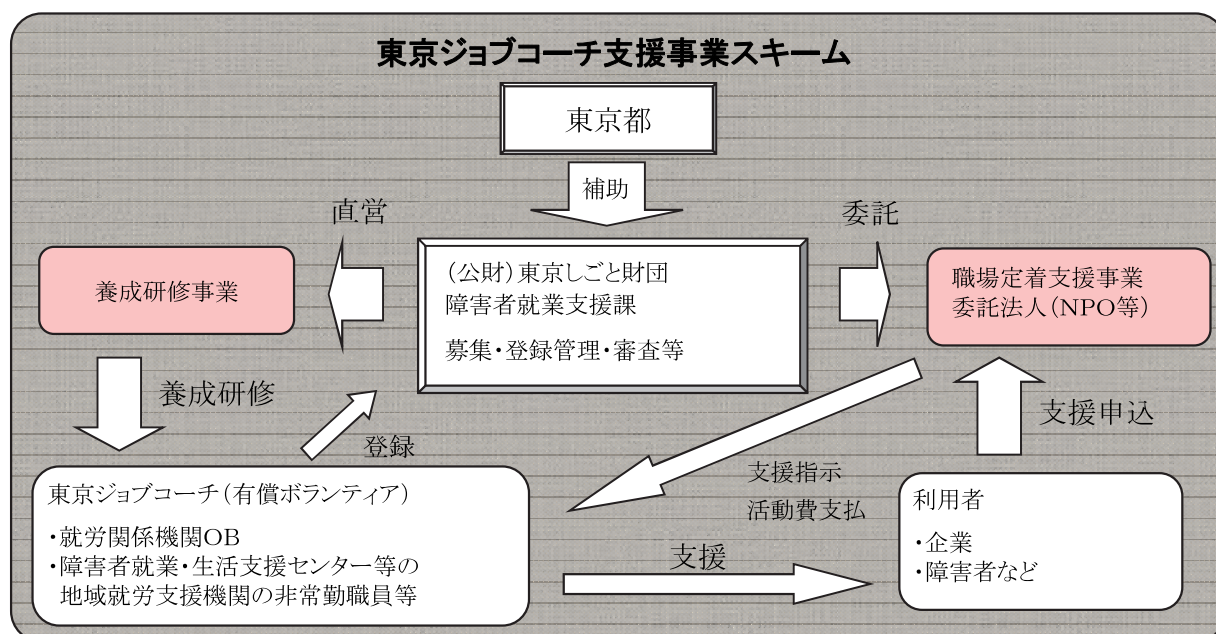
（公財）東京しごと財団が企業等に対し、障害者雇用の普及啓発を図り、また就職後の職場定着の支援等の施策を行い、一般就労への促進を図るため、障害者雇用就業総合推進事業、東京ジョブコーチ支援事業を実施し、これに対する経費を補助する。

ア 障害者雇用就業総合推進事業

障害者雇用就業サポートデスク、就業に関する総合相談会、障害者就活セミナー、普及啓発セミナー、特例子会社向けセミナー、障害者雇用実務講座、企業見学支援事業、職場体験実習開拓・紹介、職場体験実習助成事業、障害者雇用ナビゲート事業等を実施し、障害者の一般就労の拡大を図る。

イ 東京ジョブコーチ支援事業

障害者の職場定着支援として、登録した都独自のジョブコーチの質の向上のため、東京ジョブコーチ人材養成研修を実施するとともに、企業のニーズに応え、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行う。



7 山谷地区就労対策（就業推進課）

山谷地域の日雇労働者の就労機会を確保するため、労働者に対する職業相談、職業紹介、事業

所に対する求人開拓など、就労機会の確保のための取組を進める。

(1) (公財) 東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターに対する助成

(公財) 東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターが都の行う「山谷対策総合事業計画」に協力して実施する山谷地区居住日雇労働者の就労対策事業に要する経費を補助することにより、山谷地区就労施策の推進を図る。

(2) 特別就労対策

「山谷対策総合事業計画」に基づいて、日雇労働者の求人確保策として、産業労働局が、関係事業局、職業紹介機関の協力を得て公共事業（都立公園、東京湾埋立地や都道の清掃など都からの仕事発注）を実施し、日雇労働者の就労機会の確保と生活の安定を図る。

8 中小企業人材確保支援（調整課・就業推進課・労働環境課）

(1) 人材確保支援事業

人材確保に課題を抱える中小企業等に対し、採用に関する相談や専門家によるコンサルティング等を通じて支援する。

ア 中小企業人材確保総合サポート事業

企業の人材確保に関する相談窓口を設置するとともに、セミナーや専門家派遣等を通じて、人材戦略の構築から、女性・高齢者、副業・兼業人材、専門・中核人材等の幅広い人材の採用・活用まで、中小企業等の人材確保を総合的に支援する。

(ア) 人材確保相談窓口

企業の求人活動、採用支援等に精通した専門相談員を配置し、採用に悩みを抱える中小企業等の相談に対応する。（採用に関する一般相談、専門・中核人材の採用相談、女性、高齢者等の活用相談、副業・兼業人材の活用相談）

(イ) 専門相談窓口

- a 専門・中核人材専門相談窓口
- b 副業・兼業人材専門相談窓口

(ウ) 人材確保セミナー

労働市場の動向、採用計画の考え方、求職者の企業選択の視点等の人材確保をテーマとした一般セミナー及び若年求職者を取り巻く労働市場の動向、Webサイト・SNS等を活用した採用活動等の若年者採用をテーマとした若年者採用セミナーを実施する。

(エ) 多様な人材活用セミナー

女性・高齢者等を取り巻く労働市場の動向、多様な人材活用のメリット、人材活用成功事例の紹介等の多様な人材活用をテーマとしたセミナーを実施する。

(オ) 副業・兼業人材活用セミナー

自社の従業員に対する副業・兼業の承認や、副業・兼業人材の受入・活用に関する理解促進を図るセミナーを実施する。

(カ) 専門家派遣によるコンサルティング支援

即戦力人材、女性・高齢者、副業・兼業人材等企业が求める人材の確保に向けたコンサルティング支援を実施する。

- (キ) 専門アドバイザーの設置
 - a 女性活用アドバイザー
女性活用を検討する企業の採用を支援するため、女性活用に精通した専門家を派遣する。
 - b 副業・兼業人材活用アドバイザー
副業・兼業人材の活用を検討する企業を支援するため、副業・兼業人材の活用に精通した専門家を派遣する。
 - c 専門・中核人材採用アドバイザー
採用が困難な専門・中核人材の確保を検討する企業を支援するため、専門・中核人材の採用に精通した専門家を派遣する。
- (ク) 合同就職面接会
東京労働局と連携し、コンサルティング支援を実施した企業に対してマッチングの機会を提供する。
- (ケ) 好事例集作成
支援企業の中から、中小企業の採用において参考となるような事例を事例集としてまとめ、広く配布する。
- (コ) 人材確保に向けた人材戦略の構築に関する支援
 - a 経営者向けセミナー
中小企業等の経営者等を対象に、人材戦略構築や人材マネジメントを行うための基本的な考え方やプロセスを習得するとともに、自社の戦略を実行していく具体的な方法を考察できるセミナーを実施する。
 - b 人材戦略構築コンサルティング
支援企業の現状や経営目標等を踏まえた人材戦略や人材マネジメントの基盤づくり、具体的な進め方等に関するコンサルティングを実施する。
- イ 中小企業人材課題ハッケン支援事業
東京都を中心として、各支援機関が連携し、人材確保に係る多様な公的支援メニューを中小企業に情報提供し、その活用を促すことにより、人材課題の解決を促進する。
 - (ア) 連絡調整会議
各支援機関による連絡調整会議を開催し、人材確保に係る公的支援メニューを中小企業に情報提供するための連携の仕組みを検討、事業ニーズや紹介したメニューの報告等を実施する。
 - (イ) 人材課題を抱える中小企業の掘り起こし
 - a 事前診断 郵送によるアンケート及び診断シートのWeb公開
 - b 金融機関等による紹介
 - (ウ) 既存事業を活用した企業訪問
アンケート及び診断シートを活用し、既存事業の専門家（※）が企業を訪問、各企業の課題に応じて、適切なメニューを紹介する。
※中小企業人材確保総合サポート事業の専門家、産業人材の確保・育成事業の「人材

ナビゲータ」を活用

ウ 労働者協同組合の設立等の支援

労働者協同組合に係る各種届出等の受付を行うとともに、労働者協同組合の設立や運営を後押しするため、相談窓口の運営、定期講習会の実施及びWebサイトを活用した情報発信を行う。

(2) 中小企業の外国人材受入支援事業

ア 外国人材受入総合サポート事業

「東京外国人材採用ナビセンター」において、外国人採用に悩む中小企業の相談に常時対応するとともに、外国人材の活用を希望する企業へコンサルタント派遣等を行うことで、多様化する外国人材の受入れをきめ細かに支援する。

(ア) 「東京外国人材採用ナビセンター」の運営

外国人材受入れを希望する企業に対し、ワンストップで支援を行う。また、就労を希望するウクライナ避難民等や、採用を検討している都内中堅・中小企業を対象に、「東京都ウクライナ避難民等就労相談窓口」において、就労に関する相談を受け付ける。

所在地：東京都新宿区四谷1-2

開所時間：月～金曜日 9：00～17：00

支援内容：外国人材の採用や活用に関する相談、当事業の紹介及び申込受付、他機関の支援サービス紹介等

(イ) 外国人材受入に関するコンサルタントの派遣

外国人材の採用・活用に必要な情報やノウハウが不足している中小企業に、採用から定着まで、企業の受入れ段階に応じたきめ細かな支援を展開することにより、企業の多様な外国人材ニーズに対応していく。

実施規模：年間延べ115回（1社最大5回）

※うち25回は、ウクライナ避難民等の採用検討企業向け

支援内容：外国人材受入に関する企業の課題の整理、雇用環境整備の支援、求人方法のアドバイス、就業規則の改正の支援等

(ウ) 外国人材の採用・就職に向けた支援

中小企業と外国人材双方に対し、採用・就職に関する情報やノウハウを提供するとともに、交流と就職マッチングに向けた支援を行う。

① 中小企業向け

・採用セミナー（年200人程度、年2回）

② 外国人材向け

・小規模セミナー、先輩社会人との交流会等（年16回程度）

③ 教育機関向け

・留学生の就職支援ノウハウに関するセミナー（年100人程度、年1回）

④ 中小企業と外国人材向け

・インターンシップ（27社程度、1回につき5日間程度）

・合同企業説明会（年5回、1回当たり10社・50人程度）

⑤ 中小企業と教育機関向け

- ・情報交流会（年1回、20社・50教育機関程度）

(エ) 企業と外国人材との相互理解促進に向けた支援

外国人材が都内中小企業で活躍できるよう、都内中小企業に対して、受入れのための支援を行うとともに、就職を希望する留学生や既に働いている外国人材に対して、語学支援等を実施する。

① 中小企業向け

- ・採用・定着講座

（年6回（20名×3コマ×2クール））

（年2回（10～20名×1コマ×2回）※ウクライナ避難民等の採用検討企業向け

- ・中小企業向け外国人材受入マニュアル作成（3,000部）

② 外国人材向け

- ・留学生等外国人材向け

ビジネス日本語講座（5日間を1セット・年3回程度）

ビジネスマナー講座（年3回程度）

- ・外国人社員向け

ビジネス日本語eラーニング研修（年200人程度）

イ 海外高度人材獲得支援事業

海外在住の高度な専門知識や技術を有する外国人材（高度外国人材）に対し、東京の中小企業の魅力を身近に感じられるようなPRを実施することで、都内中小企業への就職意欲向上を図る。さらに、都内中小企業と高度外国人材に対し、マッチングや就業体験の機会を提供することにより、高度外国人材の都内中小企業への就職を促進する。

(ア) 人材誘致プロモーション

海外在住の高度な専門知識や技術を有する外国人材（高度外国人材）と企業交流の場を設けることで、相互理解を深めるとともにマッチングを促進する。

<実施内容>

- ・都内企業を招いた合同企業説明会
- ・面接ブースの設置
- ・就職相談コーナーの設置
- ・海外啓発イベント（ミニセミナー）

<実施規模>

アジア4か国（各回15社程度）

(イ) 高度人材インターンシップ

<実施内容>

高度外国人材に都内での就労生活を体験してもらい、都内中小企業の魅力を伝え就職意欲向上を図る。中小企業には高度外国人材の受入体験をしてもらうことにより、受入環境の整備に繋げる。

<実施規模> 年間20人程度 期間 最長3か月

(ウ) 相談デスクの設置

<実施内容>

東京で働くことに関する相談窓口を海外に設置し、外国人材の相談に対応する。

<実施規模> 4か国

(エ) Webサイト「東京で働こう。」を用いた情報発信

外国人材活用の好事例や、外国人材の活躍事例等の紹介を通じ、東京で働くことの魅力を発信する。

(3) 特定技能外国人雇用支援事業

人手不足に悩む特定技能分野の都内中小企業に対し、外国人材とのマッチングの機会を提供し、受け入れ準備に関するコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を提供することで、特定技能外国人の雇用を促進する。

ア 特定技能外国人の受入を希望する中小企業向け

・事業説明会

・コンサルタント支援

(社内体制整備支援／行政機関手続支援／支援計画実施状況届出等作成支援)

イ 都内での就労（特定技能分野）を希望する外国人材向け

・事前セミナー

・企業紹介動画の配信

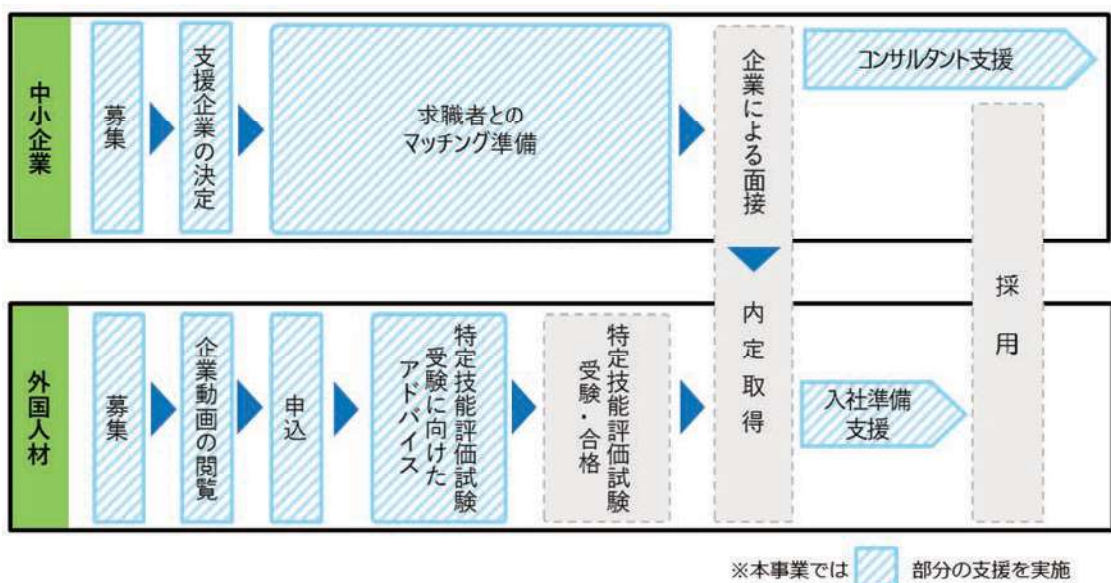
・特定技能評価試験受験に向けたキャリアコンサルティング

ウ 中小企業向け・外国人材向け

・マッチング支援

・事例集の作成

【事業スキーム】



(4) 中小企業の外国人社員に対する研修等支援事業

中小企業が外国人社員に対して実施する日本語教育支援等に係る経費を助成することで、社内における外国人社員の定着を促進するとともに、ウクライナ避難民の就労を後押しする。

ア 一般コース

(ア) 対象 外国人社員に対して、ビジネスに必要な日本語教育を行う都内中小企業

(イ) 補助率 1/2 (1社当たりの補助上限額 25 万円)

イ ウクライナ避難民採用企業コース

(ア) 対象 ウクライナ避難民に対し、ビジネスに必要な日本語教育を行う都内中堅・中小企業

(イ) 補助率 10/10 (1社当たりの補助上限額 50 万円)

(5) 産業人材の確保・育成事業

製造業、情報通信業、建設業、サービス業等の魅力を若者・女性等に発信し、イメージアップ、就業促進を図る。また、中小企業の人材確保から育成・定着までの一貫した支援を実施する。

ア 中小企業しごと魅力発信

(ア) 中小企業しごと魅力発信プロジェクト

中小企業魅力発見ツアーや中小企業情報交流会や各業界のPR動画の作成等、企業と若者・女性等が直接交流し、相互の理解を深める事業を実施するとともに、それらの事業の成果や中小企業の魅力をコンテンツとして盛り込んだWebサイトの運営等を行う。

(イ) ものづくり中小企業魅力体験受入支援 ((公財) 東京都中小企業振興公社補助事業)

中小企業の魅力発信のために、工業高校生や高専生を対象に実施する現場体験の受入を支援する。

イ 中小企業人材確保・育成総合支援 ((公財) 東京都中小企業振興公社補助事業)

人材ナビゲータを配置し、個別企業のニーズに応じた人材確保から育成・定着まで一貫した支援を実施するとともに、中小企業の経営者や実務担当者等に向けたセミナーを開催する。

(6) 業界別人材確保支援事業 ((公財) 東京しごと財団基金事業)

人手不足が深刻化する業界や中小企業団体に属する中小企業に対し、採用や育成・定着等に取り組めるよう団体を通じた支援を行うとともに、各業界特有の課題解決に向けた団体の自主的な取組に対する助成を行い、業界全体の人材確保力の向上を図る。

ア 実施内容

(ア) コース別支援

中小企業の人材確保の課題に沿って支援内容を組み合わせたコースメニューを提供し、業界団体の選択に応じて中小企業を支援する。

(イ) 団体独自の取組への支援

業界ごとに異なる課題やニーズに対応するため、業界団体が構成員である中小企業を対象に実施する人材確保に資する取組に必要な費用の一部を助成する。

(補助率 1/2、補助限度額 3,000 万円)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症特別対策

上記(イ)の取組を実施する団体が、支援先企業を対象に、コロナ禍の影響を受けた失業者の採用等を目的とした資格取得支援による人材確保の取組を(イ)の限度額を超えて実施する場合、必要な経費の一部を助成する。

(補助率 1 / 2、補助限度額 1,000 万円)

- イ 事業規模 (ア) 15 団体程度
(イ) 10 団体程度
(ウ) 5 団体程度

(令和 2 年度より 2 か年事業として実施。新規採択は令和 3 年度まで。)

(7) 業界別人材確保オーダーメイド型支援事業 ((公財) 東京しごと財団基金事業)

人手不足が深刻化する業界や中小企業団体に属する中小企業に対し、業界団体の要望や状況に応じてオーダーメイド型の支援を提供するほか、業界団体の自主的な取組に対して経費の助成を行い、業界全体の人材確保力の向上を図る。

ア 実施内容

(ア) オーダーメイド型支援

採用支援や多様な人材活用の推進など業界の要望や人材確保の課題に沿った支援内容を組み合わせたメニューを都が提供し、業界団体が実施希望したテーマに沿ってセミナーや個社別コンサルティング等の支援を実施する。

(イ) 団体独自の取組への支援

業界ごとに異なる課題やニーズに対応するため、業界団体が構成員である中小企業を対象に実施する人材確保に資する取組に必要な費用の一部を助成する。

(補助率 1 / 2、補助限度額 3,000 万円)

イ 事業規模

- (ア) 15 団体程度
(イ) 10 団体程度

(令和 4 年度より 2 か年事業として実施)

(8) 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 ((公財) 東京しごと財団基金事業)

若手技術者が不足している中小企業の中核人材確保を支援するため、奨学金を利用している大学生等が中小企業に就職し、継続勤務した場合、奨学金返還をサポートする中小企業の取組を支援する。

ア 支援対象

若手技術者を採用する建設・IT・ものづくり分野の中小企業

イ 実施内容

(ア) 支援対象中小企業の企業情報・魅力等を発信

- (イ) 奨学金を利用している大学生等を、(ア)の中小企業が採用した場合、就職後 3 年間、奨学金返還費用相当額の一部を助成

※都と中小企業が同額を負担 (上限 150 万円)

- (9) DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業（(公財) 東京しごと財団基金事業）
DX・GX推進をはじめ、企業の課題解決に寄与する人材の確保を必要とする都内中小企業等に向け、「専門・中核人材戦略センター」を設置し、人材戦略マネージャーによるアウトリーチ型の支援を実施するとともに、金融機関や関係機関、大企業等とも連携し、企業開拓からマッチング・定着まで一気通貫で支援する。

ア 専門・中核人材戦略センターの運営

- (ア) 相談窓口（中小企業人材確保総合サポート事業と連携し運営）
(イ) 人材戦略マネージャーによる企業訪問
(ウ) 啓発セミナーの実施
(エ) 大企業等の専門人材と中小企業との交流会の実施

イ 人材確保に要する費用の助成

中小企業等が本事業を利用し人材確保に至った場合に、その費用の一部を助成する。

助成率 フルタイム1/2（上限100万円）、副業・兼業2/3（上限50万円）

- (10) ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業

若手人材の確保・定着に向けて、ES（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を目指す都内中小企業等を、専門家派遣及び助成金により支援する。（規模：60社）

ア ES向上に向けた取組計画の作成支援（専門家派遣）

若手人材の採用・定着や福利厚生制度の充実等について知見を有する専門家を企業に派遣し、取組計画の作成を支援する。（1社当たり最大3回）

イ ESを高める取組への助成

取組計画を作成しES向上の取組を実施した企業に、経費の一部を最長3年間助成する。

（住宅の借上げ、食事の提供、健康の維持・向上サービスの提供のうち2つ以上の実施が要件）

[助成率] 2分の1

[上限額] 住宅：年間200万円 食事：年間50万円 健康：年間50万円

9 成長産業人材雇用支援事業（就業推進課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

成長産業分野での就職を希望する求職者を対象に、労働者派遣のスキームを活用し、派遣社員として働きながら、複数の業種や職種を経験し、適職を探しながら正社員としての就職を目指す支援を行う。

10 脱炭素社会の実現に向けた人材確保・就職促進事業（就業推進課）

脱炭素や資源有効利用などの環境産業分野や、環境に関する取組を進める企業の求人を集めたマッチングイベントを開催し、合同就職面接会や個別相談会を実施することで、エネルギーなどの環境産業への人材シフトを強力に展開していく。（年1回2日間実施、来場見込300人、参加企業50社）

11 デジタル人材確保・就業促進事業（就業推進課）

デジタル産業に特化した合同就職面接会を実施する。デジタル分野未経験者でもエントリー可能な求人に加え、デジタル中核人材の求人も開拓し、中小企業のDX人材確保のニーズに対応していく。（年3回実施、来場見込1,500人、参加企業200社）

12 ものづくり産業人材確保支援事業（就業推進課）

地域の経済団体など関係機関により構成される協議会と連携し、地域経済を支えるものづくり産業において、人材を必要としている地元企業の情報提供を受けて求人を開拓しつつ、都内の潜在的な利用者に働きかけ、派遣制度のスキームを活用して、一定の収入を得ながら正社員就職を目指す支援を行う。

13 就職チャレンジ多摩事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

多摩地域において、セミナーやグループワークを経て、企業内実習やマッチング支援を行うプログラムを提供し、正規雇用化を図る。

就職準備度別に2コースを設定し、就職準備度の低いコースでは、セミナーやグループワーク参加後、企業内実習に参加して正社員就職を目指す。就職準備度の高いコースでは、セミナーやグループワーク参加後、正社員求人への応募や既存の面接会への参加をサポートし、正社員就職を目指す。

14 緊急就職支援事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

東日本大震災の被災者及び避難者で都内での就職を希望する方に対して、しごとセンター各コーナーによる支援を行うとともに、採用後の利用者からの相談対応や職場訪問を実施するなど、職場定着支援を行い、被災者等の安定雇用を促進する。

また、採用企業に対しては、専門の相談員が訪問し、職場定着に向けた相談に応じるほか、助成金を支給する。

(1) 就職後支援員による支援

企業の人事担当OB等を配置し、求職者や採用企業に対して支援を行う。

ア 求職者向け支援

就職後の相談・助言を実施する。

イ 採用企業向け支援

人材育成等に関する相談・助言を実施する。

(2) 採用助成金

事業対象者を、正社員など期間の定めのない雇用契約又は6か月以上の有期雇用契約により6か月以上雇用した企業に対し助成金を支給する。

(3) 職場定着支援

就職後6か月間、就職後支援員による職場訪問等の支援を行う。

15 東京都地域人材確保総合支援事業（就業推進課）

女性、若者などすべての人が活躍できる社会の実現に向け、地域の実情に応じて実施する、中小企業の人材確保に向けた区市町村等の自主自立的な取組の継続や、他の地域のモデルとなる先進的な取組を支援する。

(1) 一般事業

モデル事業に該当しない取組

補助率：1／2

(2) モデル事業

都が設定するテーマに沿った他の地域のモデルとなりうる先進的な取組

補助率：10/10

※令和5年度設定テーマ

- ・新型コロナウイルス感染症による失業者等への緊急就労支援
- ・“新しい日常”に対応した人材確保の取組
- ・就職氷河期世代の就労支援
- ・就労困難者の就労支援
- ・外国人材の活用
- ・人生100年時代におけるリカレント教育等キャリア形成支援
- ・DX・GXなどの成長分野における人材確保の取組

※1 区市町村（団体）当たりの上限は2,000万円とする。

(3) 東京都商工会連合会実施事業

主として都が設定する上記のテーマに沿った取組

補助率：10/10 上限3億円

16 ソーシャルファーム支援事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

就労に困難を抱える方が働く新たな枠組みである「ソーシャルファーム」を普及・根付かせていくため、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定した。令和2年度にはソーシャルファームに係る指針を策定、公表した。

当事業では、ソーシャルファームに係る指針に基づき、認証ソーシャルファームの支援を行うとともに、ソーシャルファーム支援センターを設置し、ソーシャルファームの創設・経営相談等を行う。

17 ソーシャルファーム認証審査会等の運営（就業推進課）

支援対象となるソーシャルファームを認証するため、企業経営や就労支援の専門家等で組織する認証審査会を設置する。認証審査会において認証基準に適合していることを確認し、支援対象となるソーシャルファームの認証を行う。また、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき就労支援事業計画を策定する。策定に当たっては、関係各局や学識経験者、労使団体等から意見を聴取する。

18 ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業（就業推進課）

「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の理念やソーシャルファーム等について都民や関係者の理解を広げていくため、普及や情報提供を行う。

19 雇用管理改善計画の認定（労働環境課）

事業協同組合等が、働きやすい労働時間等の設定、男女雇用均等及び職業生活と家庭生活との両立、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善、教育訓練の実施等により、職場の魅力を高め、その構成員である中小企業者の人材の確保・育成を促進することを支援するために、組合等が作成する雇用管理改善計画について、中小企業労働力確保法に基づく認定に関する事務を行う。

20 地域の実情に即した雇用・就業情報の収集・提供等（調整課・就業推進課）

(1) TOKYOはたらくネットの運営

雇用就業部ホームページ（「TOKYOはたらくネット」）を活用し、東京都の雇用・就業施策に関する様々な情報を総合的に提供する。これにより、これらの情報を労使、都民が迅速かつ容易に取得・活用できるようにし、雇用・就業の促進及び行政サービスの向上を図る。

ア 雇用・就業施策の情報提供

イ 各種窓口・イベント・セミナー・職業能力開発の情報提供等

ウ 労働セミナー、キャリアアップ講習のインターネットによる受講申込み

エ 発行資料、労働情勢、調査統計情報の提供等

オ 各支援機関、国機関、区市町村等とのリンクによる情報提供

(2) 地域雇用就業促進対策会議

都における効果的な雇用・就業対策を実施するため、関係行政機関や民間団体等との情報・意見交換の場として「地域雇用就業促進対策会議」を開催する。（年3回）

第3 適正な労働環境の確保

1 労働情勢調査（労働環境課）

(1) 一般情報調査

労使団体の活動の動向や労使紛争議などの状況を常時把握し、労働行政の基礎資料とするとともに、労働情勢資料としてまとめ、労使に提供する。

- ・労働情勢：年1回、600部
- ・メールマガジン「労働情報」：月1回

(2) 労働情勢懇談会

労働問題の今日的課題について主要な労使団体や行政機関等と情報や意見の交換を行う。

- ・雇用就業部：年5回、各所：年6回

(3) 争議調査

都内労働争議状況を随時調査し、情勢資料を作成し、労働行政遂行上の参考とするとともに労使に提供する。

(4) 労使関係総合調査

全国的な調査の一環として、毎年6月末時点での労働組合の実態及び組織率等を把握し、その結果を発表する。

- ・「労働組合名簿」全都版：1,000部

東京及び全国の単位労働組合数・組合員数及び推定組織率（令和4年）

| | 組合数 | 構成比 | 組合員数 | 構成比 | 推定組織率 |
|-----|---------------|----------------|------------------|----------------|-------|
| 東京都 | 6,559 (A) | 13.8% (A/C) | 2,414,345 (B) | 24.3% (B/D) | 25.3% |
| 全国 | 47,495 (C) | ————— | 9,927,292 (D) | ————— | ————— |

(5) 経済要求妥結調査

都内の17産業、40業種に属する1,000組合を対象に、春季賃上げ、夏季・年末一時金の要求・回答・妥結状況の調査を行う。調査結果は、インターネットのホームページや速報の発行等により、情報を必要とする労使へ迅速に提供する。

令和4年度調査結果

| | 要求額（円） | 妥結額（円） | 賃上げ率、月数 | 対前年比（%） |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 春季賃上げ | 9,160 | 6,866 | 2.16% | 20.50 |
| 夏季一時金 | 803,673 | 763,283 | 2.38ヵ月 | 3.59 |
| 年末一時金 | 853,123 | 779,789 | 2.40ヵ月 | 1.31 |

注) 加重平均

(6) 賃金退職金事情調査（中小企業の賃金・退職金事情調査）

中小企業の賃金改定等の参考資料とするため、「賃金」は毎年、「退職金」と「労働時間制度」は隔年に調査を実施する。

・「令和5年版中小企業の賃金事情」3,000部

(7) 中小企業労働条件等実態調査

都内中小企業における労働条件等を総合的に把握し、労働行政施策の立案・推進の基礎資料とするとともに、都内労使に情報提供し、労働条件の改善向上と労使関係の安定に寄与することを目的として調査を行う。

・「契約社員に関する実態調査（予定）」1,200部

（令和4年度実績：「派遣労働に関する実態調査」）

(8) 中小企業の賃金・労働条件調査におけるオンライン回答等

中小企業の賃金・労働条件調査においてオンライン回答フォームを導入するほか、一部の労働セミナーにおいて字幕化を実現する。

2 労働知識の普及・啓発（調整課・労働環境課）

(1) 労働セミナー

労使及び都民に、近年の社会情勢に対応した労働法や労働問題に関する体系別のセミナーを開催し、知識の普及を図る。

| セミナー名 | | 実施主体 | 回数 (回) | 時間数 (H) | 定員 (人) |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------|------------|-----------|
| 個別 課題 セミナー | 使用者向けセミナー | 各事務所実施回数の1/2 はセンターが実施 | 24 | 96 | 2,700 |
| | 労働者向けセミナー | | 24 | 96 | 2,700 |
| | 多様な働き方セミナー | | 24 | 96 | 2,630 |
| | 時事的課題セミナー | 都と東京都立大学の共催 | 4 | 32 | 800 |
| | 小計 | | | 76 | 320 |
| 労働法 等周知 セミナー | 労働法基礎セミナー | センター | 6 | 60 | 680 |
| | eラーニング | | — | — | — |
| | オンラインセミナー | | — | — | — |
| | 小計 | | | 6 | 60 |
| 講座 総合 | 多摩地域総合セミナー (基本1、専門2) | センター、多摩事務所 | 1 | 72 | 240 |
| | 東京労働大学(総合講座1コース) (専門講座2コース) | 都と(独)労働政策研究・ 研修機構の共催 | 1 | 63日 | 390 |
| | 小計 | | | 2 | — |
| 合計 | | | 84 | — | 10,140 |

※使用者向けセミナー、労働者向けセミナー、多様な働き方セミナーは一部オンライン配信予定

(2) 自主的労働教育の支援

都内の労働組合及び使用者団体が行う労働教育活動に対して、都が共催することにより、その助成を図る。

・労働団体、使用者団体 40団体

・限度額 団体 37,400円

(3) 出張労働教育

職業能力開発センターや労使団体等が実施する研修の場に、労働相談情報センター職員を講師として派遣し、労働法や労働問題に関する知識の普及を図る。

(4) 就職差別解消促進企業啓発

企業・関係団体等に対して、同和・女性・障害者・高齢者問題をはじめとする人権に係る普及啓発、研修等を行い差別問題の解消を図る。

- ・企業・関係団体等に対する研修の実施
- ・就職差別解消促進月間（6月）事業の実施
- ・啓発指導用資料の作成（年1回、6万部）

(5) 資料・情報の提供

ア 「とうきょうの労働」の発行

雇用・就業の促進、適正な労働環境の確保のため、雇用・就業施策や事業を広く都民にPRし、これらに関する情報や知識を提供する。

- ・年12回 各7,000部（A4版、6ページ）
- ・雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」にも掲載

イ 普及・啓発資料の発行

| 名 称 | 発行部数 |
|---------------------------|----------|
| 使用者のための労働法 | 4,000部 |
| 契約社員ハンドブック | 8,000部 |
| 組合づくりのハンドブック | 4,000部 |
| 学生向け小冊子（①大学・短大生向け、②高校生向け） | 178,100部 |
| 大学等入学者向けリーフレット | 100,000部 |
| 東京労働局連携資料（若年者向け啓発ポスター） | 2,300部 |
| ポケット労働法 | 3,500部 |
| 外国人労働者ハンドブック（中国語・英語） | 1,600部 |
| 多言語版労働法周知啓発パンフレット（2言語） | 10,000部 |
| 通訳制度等案内リーフレット（英中語） | 4,300部 |
| テレビ電話通訳制度案内リーフレット（多言語） | 2,600部 |
| 雇用平等ガイドブック | 15,000部 |
| 働く女性と労働法 | 8,000部 |
| 育児介護休業法普及啓発リーフレット | 140,000部 |

ウ 視聴覚用資料の貸出

労働問題等のビデオソフト・DVDを労働相談情報センター・各事務所に備え、貸出しを行う。

エ 労働情報システム

賃上げ等の要求・妥結状況を労働相談情報センターで集計し、プレス発表するとともに、TOKYOはたらくネットにより情報を提供する。

また、増加傾向にある労働相談の実態を把握し、総合的・多角的に分析するため、労働相

談の集計に活用する。

(6) TOKYOはたらくネットの運営（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第2 地域における雇用・就業の促進」20(1) 参照

(7) 労働資料センターの運営

雇用就業に関する各種図書・資料等を収集し閲覧・貸出しを行っている。また、「とうきょうの労働」等を通じて、図書・資料の最新の情報を提供する。

なお、図書資料管理検索システムはインターネット対応により、蔵書公開等を行っている。

3 男女雇用平等の環境づくり（労働環境課）

(1) 男女雇用平等参画状況調査

雇用の場における男女平等などの実態を調査し、雇用環境の整備に当たっての問題を探る。平成13年度から男女平等参画条例に基づく調査として実施し、調査結果に基づき男女雇用平等について啓発をする。

・令和5年度調査テーマ：「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査（予定）」

(2) 職場における男女平等の推進

男女雇用平等推進月間（6月）を中心に、「職場における男女の平等」、「女性労働者の能力発揮」などの各種セミナーを実施し、労働者、使用者及び都民に対し広く普及啓発を行う。

ア 男女雇用平等推進月間事業

男女雇用平等推進月間（6月）に、男女労働者や一般都民を対象にセミナーを開催するとともに、事業主を対象とした雇用機会均等法等の説明や、両立支援の取組を促進するためセミナー等を集中して行い、女性の労働に関する普及・啓発活動を重点的に展開する。

| 事業名 | 実施回数(回) | 定員(人) |
|--------------|---------|-------|
| 事業主向け均等法セミナー | 1 | 400 |
| 男女雇用平等推進セミナー | 1 | |
| 男女雇用平等セミナー | 5 | 375 |

※事業主向け均等法セミナー、男女雇用平等推進セミナーはオンライン配信予定

イ 男女雇用平等セミナー等の実施

男女労働者、使用者、都民を対象に、雇用機会均等法や労働法、ポジティブ・アクション、労働問題に関する基礎的知識の普及を図るセミナーや、地域事業主団体等と共催して男女雇用平等などに企業が積極的に取り組むためのセミナーを実施する。

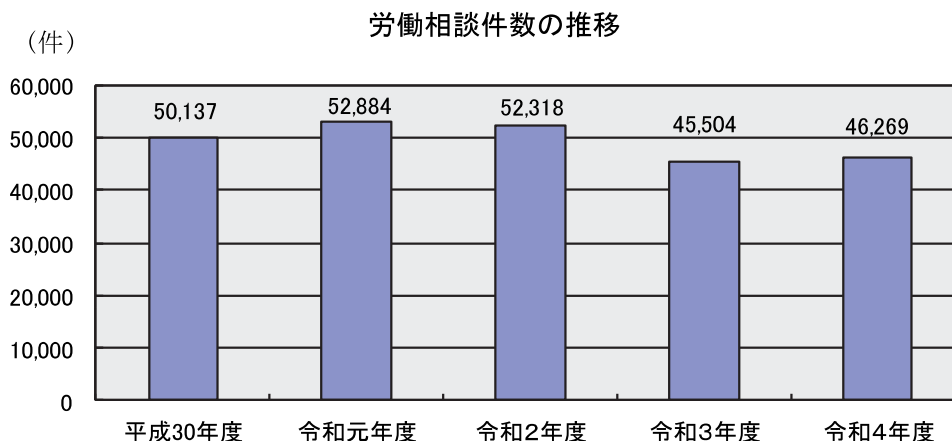
| セミナー名 | 実施回数(回) | 定員(人) |
|------------|---------|----------|
| 男女雇用平等セミナー | 12(5) | 900(375) |

※()は男女雇用平等推進月間事業として実施

4 労働相談・指導（労働環境課）

労働相談情報センターでは、主として中小企業の労働問題全般に関する相談を実施している。産業・就業構造の変化や、一段と進む非正規雇用者の増加、女性の職場進出及び成果主義の普

及・浸透などを反映して、小規模事業所の多い、サービス業や卸・小売業など第3次産業の労使からの相談が多い。また、最近では、相談内容が個別化・複雑高度化しており、職場での嫌がらせに関する相談やメンタル疾患を伴う深刻な相談も増えている。



(1) 労働相談・あつせん

ア 労働相談

(ア) 労働相談の形態

労働相談情報センターにおいて、以下の労働相談事業を行う。

| 相談形態 | 内容 | |
|--|--|---------------------|
| 電話労働相談 | 電話相談専用ダイヤル「東京都ろうどう110番」を設置し、電話により労働相談を実施（ナビダイヤルに係る通話料金負担の軽減措置を実施） | |
| 新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル（令和2年2月27日から令和5年5月7日まで設置） | 新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談に対応 | |
| 来所労働相談（平日・土曜日）（予約制） | 面接等により労働相談を実施（土曜日はセンター（毎週）及び多摩事務所（第1・第3土曜日）で実施） ※所内のテレビ会議システムを利用した面接も実施 | |
| 出張相談 | 街頭労働相談 | 駅前、広場等で関係行政機関とともに実施 |
| | 随時出張相談 | 依頼に基づき実施 |
| パート・派遣・契約社員等の労働相談会 | パート・派遣・契約社員等の労働セミナーと連携して労働相談を実施 | |
| 外国人労働相談 | 通訳を配置、テレビ電話通訳制度により各所の外国人労働相談に対応 | |
| 手話労働相談 | 手話通訳派遣制度により各所の手話相談等に対応 | |
| 心の健康相談 | 専門相談員を配置し、心の健康相談を実施 | |
| 弁護士労働相談 | 弁護士を配置し、高度な法律解釈や判例等の相談に対応 | |

| | |
|---------------------------|--|
| 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等相談 | 社会保険労務士を新たに配置し、新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金や雇用調整助成金の特例措置の申請手続き等についての相談に対応（令和5年5月31日まで） |
|---------------------------|--|

(イ) パート・派遣・契約社員等の労働相談会の実施

11月の「パート・派遣・契約社員等の労働月間」に労働セミナーと労働相談を合わせて実施するパート・派遣・契約社員等の相談会や、電話相談を集中的に受け付ける電話総合相談会を実施する。

| | 令和4年度実績 | |
|---------------------|---------|----------|
| パート・派遣・契約社員等の教育相談会 | 全12回 | 相談件数 28件 |
| パート・派遣・契約社員等電話総合相談会 | 2日間 | 相談件数 73件 |

令和4年度労働相談件数 () は構成比 [%]

| 合 計 | 労 使 別(※) | | 男 女 別(※) | | 労 働 組 合 有 無 別 | | |
|--------------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 労働者 | 使用者 | 男性 | 女性 | 組合有 | 組合無 | |
| 46,269 (100.0) | 34,884 (75.4) | 9,395 (20.3) | 21,412 (46.3) | 24,843 (53.7) | 3,204 (7.2) | 41,075 (92.8) | |
| | 企 業 規 模 別(※) | | | | | | |
| | 30人未満 | | 30～99人 | | 100～299人 | | 300人以上 |
| | 6,672 (14.4) | | 2,867 (6.2) | | 2,688 (5.8) | | 5,595 (12.1) |
| | 産 業 別 | | | | | | |
| | 建設業 | 製造業 | 情報通信業 | 運輸業 | 卸売業、 小売業 | 金融業、 保険業 | 不動産業、 物品賃貸業 |
| | 1,174 (2.5) | 2,563 (5.5) | 2,514 (5.4) | 1,209 (2.6) | 3,582 (7.7) | 729 (1.6) | 443 (1.0) |
| | 宿泊業、 飲食サービス業 | 教育、 学習支援 | 医療・福祉 | サービス業 (他に分類されないもの) | | その他 | 不 明 |
| | 1,262 (2.7) | 1,880 (4.1) | 7,052 (15.2) | 6,982 (15.1) | | 1,393 (3.0) | 15,486 (33.5) |
| | 合 計 | 内 容 別(※) | | | | | |
| 項目数 83,093 (100.0) | 労使関係 | 賃金全般 | 退職関連 | 解雇関連 | 労働契約関連 | 労働時間関連 | |
| | 2,916 (3.5) | 5,213 (6.3) | 8,577 (10.3) | 8,066 (9.7) | 11,027 (13.3) | 4,303 (5.2) | |

※他にも項目があるため「合計」とは一致しない。

イ あっせん

労働相談の中で受けた労使間のトラブルのうち、労使だけでは自主的な解決が難しい問題について、両当事者の要請を踏まえ、行政としての関与が必要との判断に基づき、都が第三者としての立場で、労使間のトラブルの自主的な解決に向けて援助を行っている。

〔令和4年度あっせん件数〕326件

(2) 労働相談オンライン化事業

令和4年度に開設した労働相談情報センター多摩事務所の相談機能強化のため、テレビ会議システム等新たなツールを利用した遠隔相談やチャットボットの運営、LINEによる広報を行う。

また、新たにLINE通話を利用した相談の実施や、労働相談プロモーション動画の作成及びPRを行うことにより、若年層を中心とした利用者層を拡大し、労働問題の早期解決と労使関係の安定化を推進する。

ア 遠隔相談

多摩地域の自治体等と連携し、市役所庁舎等に来庁した相談者に対し、テレビ会議システムによる遠隔相談を実施する。

イ オンライン労働相談

テレビ会議アプリケーションにより、オンライン労働相談を実施する。

ウ チャットボット

都民が労働問題に関するキーワードを入力すれば、それに対して適切な内容を自動で回答することができるチャットボットによる質問・回答サービスを実施する。

エ LINE広報

労働相談情報センター事業や相談会等の周知を行う。

オ LINE電話相談

労働相談の利用促進を図るため、LINE通話を利用した電話相談を実施する。

カ プロモーション動画を利用した広報の実施

労働相談の利用方法を動画で案内し、労働相談の手軽さや身近さをPRする。

(3) 非正規雇用に関する法令等普及啓発事業

パートタイマーや派遣労働者などの非正規雇用に関する法令の改正等の動きが見られる昨今、資料の作成や月間事業による法令等の普及啓発を通し、雇用環境の安定化やトラブルの未然防止を図る。

ア 労働契約締結時の留意点等を広く注意喚起

| 資料名 | 発行部数 |
|------------|--------|
| 法周知リーフレット | 10,000 |
| 派遣労働者等向け資料 | 6,000 |

イ 非正規労働関連法令の解説資料

| 資料名 | 発行部数 |
|----------|---------------|
| 労働契約手引資料 | インターネットサイトに掲載 |
| 啓発資料 | 5,000 |

ウ 非正規労働月間

| 資料名 | 発行部数 |
|------------|--------|
| 労働相談リーフレット | 15,000 |

| 相談会 | 回数 |
|---------|-----|
| 労働教育相談会 | 6回 |
| 電話総合相談会 | 2日間 |

(4) 非正規雇用アドバイザー制度

各労働相談情報センターに、非正規雇用アドバイザーを配置し、中小企業等を巡回して、パートタイム労働法をはじめとする関連法令の普及や適正な雇用管理に関する助言等を行い、非正規雇用労働者の雇用管理の改善を図る。

〔令和4年度実績〕 巡回件数 2,679 事業所

(5) 外国人労働相談支援事業（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第3 適正な労働環境の確保」4(1)ア(7) 参照

(6) 心の健康相談

労働者の多くが抱えている不安やストレスを緩和するため、働く人の心の健康づくり講座を実施するなど、労働者が健康で働き続けることができる労働環境を推進する。

ア 労働相談（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第3 適正な労働環境の確保」4(1)ア(7) 参照

イ 「働く人の心の健康づくり講座」事業（委託事業）

効率的・効果的に職場の健康づくりを推進していくため、対象者を労働者と使用者に分け、それぞれの立場に即した実践的な講習を実施する。また、企業内でのメンタルヘルス対策を推進する中核となるリーダーを養成する講座を実施する。

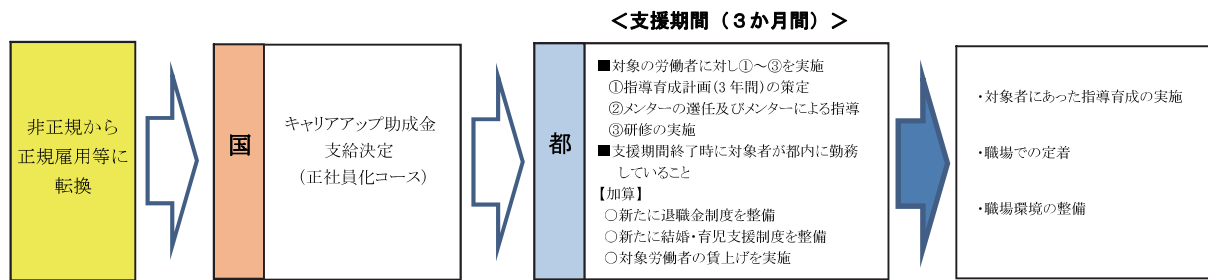
・実施回数：10回

・延定員：410人

5 正規雇用等転換安定化支援事業（労働環境課）

国のキャリアアップ助成金（正社員化コース※）の支給決定を受けた都内に雇用保険適用事業所を置く中小企業に対し、計画的な育成計画の策定や退職金制度の整備、結婚・育児支援制度の整備など、正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる労働環境整備や賃金の引上げに取り組む企業に対して助成金を支給し、質の良い転換を促進する。

| | |
|----------------|---------------|
| 〔事業規模〕 助成金（最大） | 60万円 × 1,900件 |
| 退職金制度加算 | 10万円 × 70件 |
| 結婚・育児支援制度加算 | 10万円 × 700件 |
| 賃上げ加算（最大） | 18万円 × 400件 |



[都の助成額]

| 対象労働者数 | 助成額 |
|-------------|---------------|
| 1人 | 20万円 |
| 2人 | 40万円 |
| 3人以上 | 60万円 |
| 退職金制度加算 | 10万円 |
| 結婚・育児支援制度加算 | 10万円 |
| 賃上げ加算 | 1人6万円（最大18万円） |

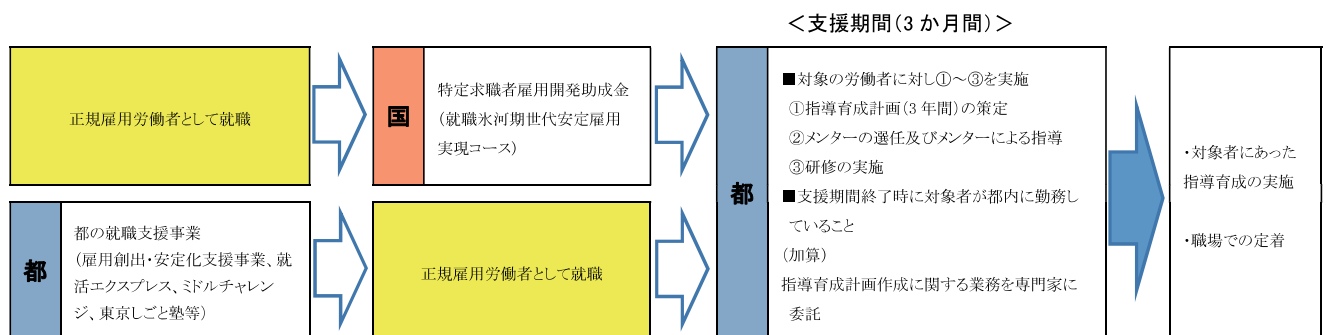
※ 正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成

6 就職氷河期世代リスタート支援事業（労働環境課）

都内に雇用保険適用事業所を置く中小企業等で、国の特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース※）の支給決定を受けた企業、又は都が実施する就職氷河期世代を対象とした就職支援事業を利用し、正社員（6か月未満の非正規雇用を経て正社員に転換した者を含む）として雇用した企業に対し、計画的な育成計画の策定など、正規雇用後に労働者が安心して働き続けられる労働環境整備を行った場合に助成金を支給する。

[事業規模] 助成金（最大） 90万円 × 300件

専門家委託加算 5万円 × 300件



[都の助成額]

| 対象労働者数 | 助成額 |
|---------|------|
| 1人 | 30万円 |
| 2人 | 60万円 |
| 3人以上 | 90万円 |
| 専門家委託加算 | 5万円 |

※就職氷河期世代安定雇用実現コース いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正社員としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象労働者を正社員として雇用した事業主に助成

7 キャリアリスタート支援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

「成長産業人材雇用支援事業」等により支援を受けた失業者等を正社員（6か月未満の非正規雇用を経て正社員に転換した者を含む）として採用し、採用後も職場定着に向けて指導育成を行った企業に対し、助成金を支給する。

(1) 助成金規模

〔対 象〕 都内中小企業

〔規 模〕 500 件

〔助成額〕 1人当たり 20 万円（3人まで）

指導育成計画作成に関する業務を専門家に委託した場合は5万円加算

(2) 助成要件

- 対象労働者に対する指導育成計画（3年間）を策定すること。
- 指導育成者（メンター）を選任し、メンターによる指導を行うこと。
- 対象労働者に対して研修を行うこと。

8 働き方改革促進事業（労働環境課）

企業が主体的に働き方改革に取り組めるよう、相談窓口の設置、働き方改革に必要な法知識やノウハウ等の提供、専門家による社内推進のサポートを行う。

(1) TOKYO「働き方改革、ライフ・ワーク・バランス」相談窓口

働き方改革に関連した雇用環境整備や生産性向上等について、企業向け相談を実施する。

(2) 働き方改革集中講座

主に中小企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、働き方改革に関する法令や事例、改革を社内でも推進する上でのノウハウ等を体系的に学ぶ講座を実施する。

〔事業規模〕 1,000 社

(3) 働き方改革推進のための専門家派遣

社内における働き方改革の推進をサポートする社会保険労務士等の専門家を企業に派遣する。

〔事業規模〕 300 社

9 働き方改革推進事業（労働環境課）

都内企業等の働き方改革を推進するため、働き方改革の先進的な取組等を専用ホームページで紹介する。

10 エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業（労働環境課）

（(公財) 東京しごと財団基金事業）

都内中小企業等の職場環境の改善や人材育成、結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃

金の引上げなど、従業員のエンゲージメント向上に向けた取組を支援する。

(1) 専門家派遣

社内における課題の把握と制度整備に向けた具体的な助言を行うため、人事労務管理等に係る知見を有する専門家を派遣する。（1社当たり2回）

〔対象〕 都内中小企業等

〔規模〕 1,200社

(2) 魅力ある職場づくり推進奨励金

専門家派遣を受けて従業員のエンゲージメント向上や結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃上げに取り組む企業に対して奨励金を支給する。

〔対象〕 都内中小企業等

〔規模〕 奨励金（最大）130万円 × 1,200社

11 雇用関連諸制度の知識に係る普及啓発事業（労働環境課）

働く方の中には、税や社会保険の仕組みが生み出す、いわゆる「年収の壁」により、自ら就業調整を行う場合がある。

本事業では、セミナーや専門家の派遣の実施を通じて、税や社会保障制度についての知識の理解を促進していくとともに、人材が活躍する職場づくりを後押ししていく。

(1) 専門家派遣

〔規模〕 10社（1社当たり2回）

〔対象〕 都内の企業（個人事業主等含む）

(2) 普及啓発セミナー

年3回・オンラインで実施

〔対象〕 都内企業の人事担当者・都内企業で働く方など

12 ライフ・ワーク・バランス推進事業（労働環境課）

(1) 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を募り、その取組内容等を広く公表することにより、ライフ・ワーク・バランス等、働き方の見直しについて社会的気運の醸成を図り、都内中小企業の雇用環境の整備を推進する。

中小企業等の「職場をいきいきとさせる」取組を有識者（学識経験者、労使団体、マスコミ等関係者等）からなる審査会で審査し、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として選定する。（認定企業13社程度）

(2) ライフ・ワーク・バランスEXPO東京の開催

ライフ・ワーク・バランスの実現を一層効果的に促進するため、先進企業の取組内容や、効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。

13 テレワーク等普及推進事業（労働環境課）

(1) テレワーク導入実態調査

テレワークの普及状況の把握や、今後の的確な施策展開の一助とするため、都内企業等のテレワーク導入の実態調査を行う。

[対 象] ・導入実態調査（年1回）

①都内の常時雇用者30人以上の企業等 約10,000社

上記企業に勤務する従業員1社につき2名

②自営型テレワーカー（Web調査）

・毎月調査（企業調査）

都内の常時雇用者30人以上の企業等 約1,000社/月

・毎月調査（従業員調査）

都内企業に勤める従業員 約2,000人/月

(2) テレワーク推進センターの運営

都内企業のテレワークの導入をはじめとする働き方改革に向けた取組を支援するため、国家戦略特区の制度を活用し、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営する。

ア センターの運営

国と連携し、テレワーク推進に向けた情報提供、相談、助言等を実施する。

イ 常設体験コーナーの設置

センターの一角に、ICTツールを活用したテレワークの体験ができる常設コーナーを設置する。

ウ テレワーク取組企業への人材確保相談・マッチングイベントの開催

テレワークの導入・運用に取り組んでいる企業等を対象に在宅勤務等テレワークの求人による人材確保の相談に対応するとともに、マッチングイベント（企業説明会・就職面接会）を実施する。

[規 模] 4回 [参加企業] 40社（10社×4回）

エ テレワーク導入・活用セミナーの実施

テレワークを導入する上でのセキュリティや労務管理、コミュニケーションなどの課題解決策やテレワーク導入企業の事例等の成果について、広く波及させるセミナーを実施する。

[規 模] 年6回 ※オンラインでも実施

オ テレワーク利用促進セミナー

テレワーク導入済企業に対し、実施部署や対象者の拡大など社内での利用促進を目的としたセミナーを実施する。

[規 模] 年12回 ※オンラインでも実施

カ 課題解決セミナー

テレワーク実施時に生じる課題について、テーマを絞り、ツールの活用方法や事例を紹介するセミナーを実施する。

[規 模] 年12回 ※オンラインでも実施

キ 担当者育成実務セミナー

情報システム担当のいない中小企業に対して、テレワーク導入定着の担い手（推進担当者）を育成するための実務的なセミナーを実施する。

[規模] 年12回 ※オンラインでも実施

ク 先進的テレワーク実践企業見学会

テレワーク先進企業の見学会を実施し、制度や環境整備に携わった社員との意見交換等により、自社の定着課題等を明確化し、最適な支援へとつなぐ。

[規模] 年10回

ケ TOKYOテレワーク推進デスクとの連携支援

テレワーク推進に賛同する団体・事業者等を「TOKYOテレワーク推進デスク」として認定し、テレワークに関する情報提供や出張セミナー、相談対応等を実施する。

[規模] 「TOKYOテレワーク推進デスク」40か所

(3) テレワーク導入・運用課題解決サポート事業

ア テレワーク・ワンストップ相談窓口

テレワーク導入・運用時に生じる課題について、テレワークに知見のある社会保険労務士やICT有識者がウェブ会議ツールや電話で相談を行う。

イ テレワーク課題解決コンサルティング

都内の中堅・中小企業等に、業務改善やICT等に精通した専門家を派遣し、テレワーク運用課題の解決と活用拡大に向けた取組を支援する。

[事業規模] 750回

(4) サテライトオフィス設置等補助事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

サテライトオフィスを新たに設置する自治体や企業等に対して、整備費及び運営費を補助することで、テレワークによる職住近接のワークスタイルを推進する。

[対象] ○民間コース 民間事業者（ミニワーケーションコース※を含む。）

○行政コース 自治体又はその外郭団体（行政コースは区部も対象）

（ミニサテライト設置コース※、ワーケーションコースを含む。）

[事業規模] 16件

[補助率] ○民間コース

<空白地域> 整備費2/3、運営費1/2（保育所併設等は補助率2/3）

<空白地域以外> 整備費1/2、運営費1/2（保育所併設等は補助率2/3）

※ミニワーケーションは整備費2/3のみ

○行政コース

整備費1/2 運営費1/2（保育所併設等は補助率2/3）

[補助上限] ○民間コース（空白地域以外）、行政コース

（整備・改修費）上限 1,500万円

（運営費） 上限 600万円/年

○民間コース（空白地域）

（整備・改修費）上限 2,000万円

(運営費) 上限 600 万円/年

○保育所併設等

(整備・改修費) 上限 2,000 万円

(運営費) 上限 800 万円/年

※運営費は2年間補助

※ミニワーケーションは(整備・改修費) 上限 133 万円のみ

※ミニサテライト設置の場合は(整備・改修費) 上限 100 万円のみ

(5) テレワーク促進事業((公財) 東京しごと財団基金事業)

テレワークの定着・促進に向け、都内中堅・中小企業等のテレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る経費を助成する。

[事業規模] 800 件

ア 常用雇用労働者2人以上30人未満企業

[助成限度額] 150 万円

[助成率] 2/3

イ 常用雇用労働者30人以上1,000人未満企業

[助成限度額] 250 万円

[助成率] 1/2

(6) テレワーク導入ハンズオン支援事業

テレワークの導入が難しい業種の中小企業等に対し、コンサルティングや助成金を通じて、導入から定着まで伴走型によるきめ細やかな支援を実施する。

[事業規模] コンサルティング 400 社

助成金 400 社

(7) TOKYOテレワークアプリ

テレワーク導入に関する課題解決や、テレワークのメリット、都のテレワーク推進施策などを一元的に提供できるアプリの更新、保守・管理を行う。

(8) TOKYOテレワークオフィスの運営

サテライトオフィスの設置が少ない多摩地域において、サテライトオフィスを運営し利用機会を創出することにより、多摩地域でのサテライトオフィスの活用を推進する。

(9) TOKYOシェアオフィス墨田の運営

テレワークの更なる推進のため、「TOKYOシェアオフィス墨田」の運営支援を行い、テレワークによる柔軟な働き方の実現に繋げる。

(10) 「テレワーク東京ルール」促進事業

今後、導入が進んだテレワークを後戻りさせることなく定着させるため、「テレワーク東京ルール」を社会全体に浸透させ、その普及を推進していく。

ア 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度(登録制度)

イ テレワーク推進リーダーパワーアップ事業

・オンライン座談会の実施

・推進リーダー向けに、テレワークツールの紹介やQ&A等必要な情報をウェブ上で提供

- ・推進リーダーにアンケートを実施、意見等を都の施策等に反映
- ウ 「TOKYOテレワークアワード」(表彰制度)
- (11) 小規模テレワークコーナー設置促進事業((公財)東京しごと財団基金事業)
地域の店舗や商業施設、社内の空きスペース等に小規模テレワークコーナーを設置する都内中堅・中小企業等に対し整備費を助成する。
[事業規模] 200件
[助成率] 1/2
[助成上限額] 50万円
- (12) テレワーク定着促進フォローアップ事業
テレワークの運用において課題を抱える企業に対して、課題診断、専門家による助言、ツール等の導入助成を組み合わせた支援を実施する。
[事業規模] 800社
- (13) テレワーク普及啓発推進事業Next
さらなるテレワークの導入・定着に向け、区市町村と連携したイベントのほか、ポータルサイトの開設や、テレワークの運用における課題を解決する攻略ブックの作成等により、普及啓発を実施する。

14 テレワーク定着トライアル緊急支援事業(労働環境課)

((公財)東京しごと財団基金事業)

今後の感染症の拡大防止等を着実に進めるため、テレワークの促進・定着に向け、「テレワーク推進リーダー」を設置した都内中小企業等が、「テレワーク推進強化期間(令和3年12月6日～令和5年9月30日)」中に、「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間のテレワークを実施した場合、通信費など企業が負担・支出した経費に基づき算定した定額の奨励金を支給する。

[対象] 常時雇用する労働者が1～300人の都内中小企業等

[金額] 7～50万円

※小規模企業特例: 5万円

15 働きやすい職場環境づくり推進事業(労働環境課)

育児・介護や病気治療と仕事の両立に向けた取組の奨励や専門家の派遣等により、企業における働きやすい職場環境づくりを推進する。

(1) 研修

働きやすい職場環境づくりに関する知識を習得できる研修を実施する。

[内容] 育児・介護や病気治療等との両立支援、非正規労働者の雇用環境改善等

(2) 専門家の派遣

働きやすい職場環境づくりに意欲のある中小企業等へ専門家を派遣し、人事制度・賃金制度・教育訓練制度、企業が行う働き方改革等に対し、企業の実情に応じた助言を行う。

(3) 奨励金

中小企業等において、雇用環境の改善・充実を図る取組を行った企業に対して働きやすい職場環境づくり推進奨励金を支給する。

[事業規模] (最大) 100万円 × 600社

[奨励コース]

- | | | |
|----------------------------|---|---------------|
| ・育児と仕事の両立推進コース (最大) 100万円 | } | 合計 (最大) 100万円 |
| ・介護と仕事の両立推進コース (最大) 100万円 | | |
| ・病気治療と仕事の両立推進コース (最大) 40万円 | | |

16 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 (労働環境課)

従業員のスキルアップ等の制度整備に取り組む中小企業に対し奨励金や専門家派遣による支援を行うことで、安心して育児等のライフイベントと仕事の両立を図れるよう後押しする。

(1) 奨励金

育児等と仕事の両立を図る従業員のスキルアップ制度整備の取組を行った中小企業等に対して、奨励金を支給する。

[事業規模] 20万円 × 100社

(2) 専門家の派遣

スキルアップやライフプランニングを支援する意欲のある中小企業等へ専門家が直接訪問し、制度整備等について、企業の取組レベルに応じた助言を行う。

17 新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業 (労働環境課)

(1) 専門家派遣

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、当該企業における従業員の休業が発生し、それに対し、雇用調整助成金の特例措置及び新型コロナウイルス感染症対策として国が創設した助成金等の活用に向けた取組を行う中小企業等に対し、専門家を派遣し助言及び提案を行う。

[規模] 30回

(2) 専門相談員の配置 (再掲)

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等相談員 (社会保険労務士) を配置し、新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金や雇用調整助成金の特例措置の申請手続き等についての相談に対応する。

「Ⅶ 雇用就業対策 第3 適正な労働環境の確保」4(1)ア(7)参照

18 新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業 (労働環境課)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けやすい環境を整備するため、ワクチン接種のための特別休暇制度や、ワクチン接種に要した時間を勤務したものとして取り扱う制度等を整備する中小企業等に対し、専門家が直接訪問し、雇用環境整備のための助言を行う。

19 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進事業（労働環境課）

（公財）東京しごと財団基金事業）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を交付する。

(1) 助成金規模

〔対 象〕 都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等（中小企業）

〔規 模〕 1,000 社

〔奨励金〕 1 事業所 10 万円（1 回のみ）

(2) 交付要件

以下の 2 つの要件を満たすこと

①国から「雇用調整助成金」等の支給決定を受けていること

②非常時における雇用環境整備に関する計画を作成し取り組むこと

20 働く人のチャイルドプランサポート事業（労働環境課）

都内企業の人事担当者等を対象に、不妊治療や不育症治療と仕事の両立に関する研修を実施して知識を付与するとともに、相談体制を整備した上で、不妊治療や不育症治療を理由にした休業制度あるいは休暇制度を整備した企業等に奨励金を支給し、不妊治療や不育症治療と仕事の両立の取組を促進する。

(1) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修

都内企業等の人事労務担当者等を対象に、不妊治療や不育症治療に関する基礎的な知識や、仕事との両立における身体的負担、精神的負担、職場におけるハラスメント防止策等、不妊治療や不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与するための研修を実施する。

〔対象者〕 都内企業の人事労務担当者等

〔規 模〕 700 人

(2) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金

ア 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に向けた休暇制度等の整備について社内の意向調査を実施する。

イ 不妊治療・不育症治療に関して理解を深めるための研修（eラーニング）を管理職全員が受講する。

ウ (1)の研修を受講した者を相談員として配置し、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する相談体制を整備する。

エ 不妊治療・不育症治療を理由に取得できる休暇・休業制度を整備する。

オ 社内説明会を実施し、不妊治療・不育症治療の基礎知識や、整備した休暇制度等を社内に周知する。

カ テレワーク制度（在宅勤務等）を整備する。 ※フレックス、時差勤務も可

〔対 象〕 都内企業等

〔奨励内容等〕 ①不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40 万円

②不育症治療のための休暇制度等の整備 10 万円

〔規 模〕 300 社

(3) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立推進に関する普及啓発

休暇等に関する制度の導入を促すことや仕事との両立における課題、先進企業の取組について、E X P O内でのパネル展示やミニセミナー、多様な媒体を活用した広報により広く情報発信する。

21 働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業（労働環境課）

(1) シンポジウム等の実施

ライフ・キャリアプランの選択肢のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、シンポジウムやセミナーの実施により普及啓発を行う。

(2) 企業における自主セミナーへの助成

卵子凍結に関する知識・情報の提供を含め、女性従業員のライフ・キャリアプランをテーマとして企業が自主的にセミナーを実施する場合に経費を助成する。

〔対 象〕 都内企業等

〔規 模〕 100 社

〔助成額〕 4 万円

(3) 卵子凍結に係る職場環境の整備の支援

卵子凍結に利用できる特別休暇制度等を導入した企業に対し助成を行う。また、卵子の凍結や保管に係る費用助成等の福利厚生制度を整備した場合、加算する。

〔対 象〕 都内企業等

〔規 模〕 20 社

〔助成額〕 20 万円

〔加 算〕 40 万円

22 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）（労働環境課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得できる環境を整備するため、国の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」等の支給を受けた都内中小企業等が当該措置による休暇等を新たに就業規則に規定した場合に、奨励金を支給する。

〔対象者〕 都内中小企業等

〔助成額〕 10 万円

23 働く女性応援事業（労働環境課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

企業における女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備を支援するため、トイレ・ロッカー、ベビールーム等の整備に係る費用の一部を助成する。

〔対 象 者〕 都内中小企業等

〔規 模〕 30 社

〔助成限度額〕 500 万円

〔助 成 率〕 2 / 3

24 働くパパママ育業応援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

従業員に希望する期間の育業をさせ、復帰させた企業への支援、男性の育業奨励といった支援を行うことで、企業の職場環境整備を推進する。

(1) 働くママコース

女性従業員に、合計1年以上の育業（産後休業含む）をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る育業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、奨励金を支給する。

[対象] 都内中小企業等

[規模] 400件

[金額] 125万円

(2) 働くパパコース

男性の育業を奨励するため、育業しやすい職場環境を整備する取組を行うとともに、男性従業員に合計15日以上 of 育業をさせ、原職等に職場復帰させた場合に、育業期間に応じて奨励金を支給する。

[対象] 都内中小企業等

[規模] 750件

[金額] 25万円 ～ 300万円

（合計15日取得で25万円。以降、15日取得するごとに25万円加算）

※産後8週の期間内で30日以上取得した場合、20万円を加算（この場合の上限額は320万円）。

25 育業によるパワーアップ応援事業（労働環境課）

（助成金は（公財）東京しごと財団基金事業）

女性従業員に、合計6か月以上1年未満の育業（産後休業含む）をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、夫婦双方の育業計画書（パートナーは合計30日以上）等を作成した企業に対して、奨励金を支給する。また、計画書策定に当たり、企業に対する専門家派遣を行う。

[対象] 都内中小企業等

[規模] 200件

[金額] 100万円

[専門家派遣] 600回（1社当たり3回まで）

※専門家派遣は労働相談情報センターで実施

26 男性育業もっと応援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

複数の男性従業員に育業をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、継続的に育業しやすい職場環境整備を行った企業に、育業する人数に応じて奨励金を支給する。

[対象] 都内企業等（大企業を含む）

[規模] 300件

[金額] 80万円 ～ 170万円

※ 2人がそれぞれ合計 30 日以上の育業＋複数の職場環境整備 80 万円

※ 3 人目以降 1 人につき 30 万円加算（最大 5 人まで） 上限額 170 万円

27 男性育業促進に向けた普及啓発事業（労働環境課）

(1) 動画等による普及啓発

経済団体と連携し、男性の育業を推進する先進企業等の好事例を動画等により発信する（著名経営者によるインタビュー動画、取組事例 等）。

(2) オンラインセミナー

経営者や従業員等を対象に、男性育業の促進に向けたオンラインセミナー及びW e b 交流会を開催するとともに、セミナー開催後はオンデマンドで配信する。

- ・ 経営者向け年 2 回
- ・ 従業員向け年 2 回

(3) T O K Y O パパ育業促進企業の登録・普及啓発

男性の育業取得率平均 50%以上を達成し、今後も継続して男性育業を推進する企業等に取得率に応じた登録マークを付与するとともに、取組内容等をW e b サイトで紹介する。

また、登録マークのグッズを作成し、登録企業や企業向けイベント等にて配布、普及啓発を行う。

(4) 男性育業フォーラムの開催

男性育業促進に関する講演、事例紹介等を行う（リアル開催・ライブ配信、オンデマンド配信）。

28 介護休業取得応援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

従業員に、合計 15 日以上の介護休業（有給の介護休暇を含む）を取得させ、原職等に職場復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る介護休業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、奨励金を支給する。

[対 象] 都内中小企業等

[規 模] 30 件

[金 額] 25 万円・50 万円

29 家庭と仕事の両立支援推進事業（労働環境課）

(1) 家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度

都内で事業を営んでいる企業等に対して、法定以上の育児・介護と仕事の両立支援制度の整備数に応じて、利用状況を確認の上、両立支援推進企業マークを付与し、ホームページ等で積極的にPRを行う。

(2) 家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

両立支援推進企業をデータベース化し、企業の取組を紹介し、広く都民及び企業等にPRすることにより、ライフ・ワーク・バランスへの取組に向けた社会的機運の醸成を図る。

また、育児・介護や、病気治療・不妊治療等と仕事の両立などについて、問題に直面した

際に役立つ情報提供を行うとともに、働くヤングケアラーや育業中の従業員のスキルアップ支援、ライフイベントを支援する企業の取組等についても紹介する。

(3) 介護と仕事の両立推進シンポジウム

介護と仕事の両立に関するシンポジウムを開催し、その中で先進企業の事例を発信することで意識啓発を行い、介護と仕事の両立に関する情報を広く提供する。

30 女性従業員のキャリアアップ応援事業（労働環境課）

女性従業員のキャリアアップを支援し、企業における女性活躍を一層促進するため、様々な研修やセミナー等を実施する。

(1) 女性活躍推進ベーシックセミナー

従業員数 100 人以下企業を対象に、女性活躍推進の必要性・重要性等についての研修を実施する。

(2) 行動計画策定支援研修・フォローアップコンサルティング

令和4年4月から行動計画策定・届出が義務化された従業員数 101 人～300 人企業を主な対象に、行動計画の策定に必要な知識を習得できる研修を実施する。また、行動計画未策定又は策定後の達成について課題を抱える企業についてコンサルティングを実施する。

(3) キャリアアップに向けた意識づけ研修・交流会

自身のキャリアアップをまだイメージできていない女性従業員を対象に、キャリアアップに向けたマインドセットの変革を促す研修を実施する。また、研修受講者を対象に、ネットワーク形成のための集合型の交流会を実施する。

(4) 働く女性のキャリアステップ応援塾

管理職を目指す女性従業員等を対象に、キャリアデザインやビジネススキルの向上等を目的とした研修を実施する。

(5) 女性管理職のスキルアップ講座

女性管理職が日々の業務の中で直面する共通の不安や課題について共有し合う講座を実施する。また、本講座修了者の中から「TOKYO Women's キャリア・サポーター」を任命し、女性のキャリア支援に関する情報発信等を行う。

(6) 経営者向けセミナー・個別メンタリング・コンサルティング

経営者向けに、女性活躍を進める経営上のメリット等についてのセミナーを実施する。また、セミナー受講者を対象に、女性活躍に成功している経営者やコンサルタントによる具体的なアドバイスを実施する。

(7) 意識改革を促すメッセージの発信

女性活躍推進に成果を上げている経営者等によるメッセージを発信する（動画配信）。

(8) 男性管理職向け研修

男性管理職向けに、女性のリーダーを育成するノウハウ等を習得できる研修を実施する。

(9) 働く女性のキャリア形成についての講演会

女性管理職を生み出し・支え・育てる気運醸成に向けて講演会を実施する。

(10) その他の支援

女性活躍推進相談員を設置し、今後都や国が実施する女性の活躍推進に関する施策や、関連法令等の情報提供、助言、普及啓発を行う。

31 働く女性のウェルネス向上事業（労働環境課）

(1) 情報収集（アンケートの実施）

女性特有の健康課題と仕事の両立をテーマに、企業及び従業員に対してアンケートによる情報収集を行う。

(2) 発信・普及

企業における取組の好事例を特設サイト等で発信する。

32 働く人の健康保持増進事業（労働環境課）

働く人の健康保持増進に関する普及啓発や情報提供を行い、働く人が心身ともに健康で働ける社会の実現を目指す。

(1) Webサイト「働くあなたのメンタルヘルス」の運営

(2) eラーニングの運営

(3) リーフレット等の作成

33 職場のメンタルヘルス対策推進事業（労働環境課）

都内中小企業の経営者等に対して普及啓発を行い、経営者等の主導による職場のメンタルヘルス対策への取組を促進することにより、誰もがいきいきと働ける職場づくりの実現を目指す。

(1) 職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議の開催

(2) 職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーンの展開

(3) 職場のメンタルヘルス対策シンポジウムの開催

(4) 職場のメンタルヘルス対策相談会の開催

34 ハラスメント防止対策推進事業（労働環境課）

(1) 「TOKYOノーハラ企業支援ナビ」での情報提供

特設Webサイトに、ハラスメント防止対策の基本的な知識・様々なハラスメントについて学べる短編動画・企業における取組事例等、ハラスメント防止に役立つ情報を掲載する。

・短編動画：13本

・カスタマーハラスメント対策の普及啓発動画を制作

(2) ハラスメント防止対策集中取組期間の取組

12月・1月を防止対策集中取組期間と設定し、企業の経営者・人事労務担当者・就活生等を対象としたオンラインセミナーを開催、セミナーの内容は特設Webサイトにも掲載する。また、都の支援策やハラスメント防止対策に関する情報発信を行うとともに、経済団体と連携し、リーフレット等による普及啓発を実施する。

・セミナー：2回（集中取組期間中にパワーハラスメント・就活ハラスメント各1回）

35 勤労者生活向上の推進（労働環境課）

(1) 中小企業従業員融資

中央労働金庫等との協調融資により、都内に在住又は在勤の中小企業従業員に対して、一般生活資金、新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金、子育て・介護に要する費用及び育児・介護休業中の生活資金を融資する。

ア 中小企業従業員融資

| 事 項 | 個 人 融 資 | | 団 体 融 資 |
|-----|--------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| | さわやか | 新型コロナウイルス感染症 緊急対策融資 | |
| 使 途 | 一般生活資金 | 新型コロナウイルス感染症 の影響による生活資金 | 夏季及び年末における貸金・ 一時金の遅欠配時の生活資金 |
| 対 象 | 年収 800 万円以下の 中小企業従業員 | 年収 800 万円以下の 中小企業従業員 | 労働組合、消費生活協同組合等 |
| 限 度 | 70 万円以内 (特例※100 万円以内) | 100 万円以内 | 構成員 1 名 70 万円かつ 1 団体 5,000 万円以内 |
| 利 率 | 1.8% | 1.8% (全額都在負担) | 1.8% |
| 返 済 | 3 年以内 (特例 5 年以内) | 5 年以内 | 夏期 150 日以内 年末 120 日以内 |
| 機 関 | 中央労働金庫 | 中央労働金庫 | 中央労働金庫 |

※特例：医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費に利用の場合

イ 子育て・介護支援融資（すくすく・ささえ）

| | |
|-----|--|
| 使 途 | 子育て・介護に要する費用、育児・介護休業中の生活資金 |
| 対 象 | 下記のいずれかに該当する中小企業従業員 ・妊娠中の方（本人又は配偶者） ・20 歳までの子を養育する方 ・育児・介護休業取得中の方 ・要介護認定または要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方 |
| 限 度 | 100 万円以内 |
| 利 率 | 1.5% |
| 返 済 | 据置期間経過後 5 年以内 (据置期間) ・育児休業取得期間：子が 1 歳 6 か月になるまでを限度 ・介護休業取得期間：12 か月を限度 |
| 機 関 | 中央労働金庫・都内信用組合 |

令和4年度融資実績

| | 用途（貸付資金別） | 団体利用数 | 利用者数 | 融資金額 |
|------|-----------|-------|------|-----------|
| 団体融資 | 夏季手当資金 | 0件 | 0人 | 0千円 |
| | 年末手当資金 | 0件 | 0人 | 0千円 |
| 個人融資 | 一般生活資金 | — | 57人 | 3,389万円 |
| | 子育て・介護支援 | — | 13人 | 1,060万円 |
| | コロナ影響生活資金 | — | 360人 | 2億7,607万円 |
| 計 | | 0件 | 430人 | 3億2,056万円 |

(2) 中小企業退職金共済制度の普及啓発

中小企業勤労者の労働条件、福祉の向上を図るため、中小企業退職金共済制度の普及及び加入促進を行う。

- ・中小企業退職金共済制度加入状況（令和5年3月末）：共済契約者 4万9,670所
被共済者 55万9,712人

(3) 東京都中高年勤労者福祉推進員の養成

中小企業で働く中高年勤労者が退職後も安定した社会生活が送れるよう、企業内で生涯生活設計等の相談・指導のできる人材を育成するため、「中高年勤労者福祉推進員養成講座」を実施する。

- ・年1回定員：150人
- ・実施主体：労働相談情報センター（飯田橋）

(4) 労政会館の運営

勤労者の文化・教養及び福祉の向上増進を図ることを目的とし、労働相談情報センターの附属施設として東京都労政会館を設置する。（南部）

36 勤労者福祉のサービス事業に対する支援（労働環境課）

(1) 勤労者福祉支援事業の助成

中小企業で働く人々の福祉向上を効果的に図るため、（公財）東京都中小企業振興公社に対し、勤労者福祉支援事業に要する経費を助成する。

（主な事業及び規模）

ア 勤労者福祉に関する普及啓発事業

様々な媒体により、企業や働く人々に対し、勤労者福祉に関する普及啓発を実施

イ 施設提供事業

京浜島勤労者厚生会館の運営

(2) 島しょ地域における勤労者福祉支援事業の助成

都から勤労福祉会館の移管を受けた島しょ地域の町村（新島村及び利島村）に対して、町村が当該施設において行う勤労者福祉支援事業に要する経費の一部を補助する。

(3) 自主的福祉活動の助成（メーデー実行委員会に対する助成）

働く者の基本的権利の確立と労働条件の改善を目指して開催されるメーデーの実行委員会

に対し、その経費の一部を助成する。

37 家内労働対策（労働環境課）

(1) 家内労働法の普及・啓発等

ア 普及啓発資料の提供

家内労働法の周知を図るとともに、家内労働に関する様々な情報を提供するために、各種啓発資料を発行する。

- ・季刊家内労働 年4回 8,000部/回
- ・都の制度 4,000部
- ・あなたと家内労働法 5,000部

イ 家内労働相談員の配置

専門的・家内労働者及び委託者に対し、労働環境課浅草分室を拠点として、家内労働に関する情報提供や工賃の遅れ・未払い、環境改善等の家内労働問題に関する相談・指導を行う。常設相談の他に、家内労働者宅を訪問しての巡回相談も行う。

（令和4年度実績）相談者数：601人、相談件数：延1,779件

(2) 労働衛生環境の改善助成

一定の要件を満たす家内労働者に対して、有機溶剤健康診断の制度を設けるとともに、作業環境改善が必要な場合には、その経費の一部を助成する。

- ・全体換気装置、局所排気装置等の設置助成
- ・有機溶剤健康診断
- ・安全衛生講習会の実施

(3) 家内労働傷病共済制度

専門的・家内労働者等が傷病のため就労不能の状態に置かれた時に掛金に応じた給付金を支払うことによって、加入者の生活の安定を図る相互扶助制度である。

都は、実施主体である（公財）東京都中小企業振興公社に運営費を補助する。

(4) 自主的福祉活動への助成

家内労働者の健康を保持増進し、福祉の向上を図るため、家内労働者等で構成する団体が自主的に行う福祉活動に対し、その活動に要する経費の一部を助成する。

(5) 中小企業従業員融資（家内労働者融資）

専門的・家内労働者に対し、生活に必要な資金を融資することにより、生活の安定と向上に資する。

- ・種類：一般生活資金 70万円（特例100万円）、特別生活資金 130万円
- ・利率：年利1.8%、ただし災害時の生活資金は年利1.5%

（令和4年度実績）融資実績：6件、685万円

(6) 中小企業従業員融資（家内労働者融資／新型コロナウイルス感染症緊急対策）

専門的・家内労働者の新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等に対し、生活に必要な資金を実質無利子で融資することにより、生活の安定に資する。

- ・融資限度額：100万円

- ・利率：年利 1.8%（全額都が負担）
（令和 4 年度実績）融資実績：2 件、80 万円

38 東京都労働委員会委員の選任（労働環境課）

労働組合法第 19 条及び同法施行令第 21 条に基づいて、東京都労働委員会委員（公益・労働者・使用者各 13 名、任期 2 年）の選任事務を行う。

第4 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

1 公共職業訓練の推進（能力開発課）

職業能力開発促進法に基づき、「都民の生涯にわたる職業能力開発への支援」と「東京の産業の振興を担う人材の育成」を大きな理念、目標として、時代や環境の変化に機敏に対応した公共職業訓練を展開している。

(1) 求職者向け訓練（能力開発訓練）

求職者向け訓練（能力開発訓練）は、求職者に対し、新たな職業に必要な技能及び知識を習得させるために実施する訓練である。

ア 一般向け訓練

求職者に対し、新たな職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を実施する。

（延 94 科目 4,265 人）

イ 高年齢者訓練

主として職業の転換を必要とする概ね 50 歳以上の求職者を対象として、新たな職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を実施する。

（延 31 科目 1,270 人）

ウ 若年者能力開発訓練

概ね 30 歳未満の若年者のフリーターや無業者等を対象に、能力開発を支援し就業の促進を図るため、若年者それぞれの特性に応じた訓練を実施する。

（延 6 科目 220 人）

エ 求職者に対する訓練受講の奨励（訓練手当等）

再就職のための職業能力開発訓練の受講機会確保と、受講期間中の生活の安定を図ることを目的として、以下の制度を設けることにより、訓練の受講を奨励する。

(ア) 訓練手当

就職の困難な障害者、母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に支給する。（国庫負担金 1 / 2）

(イ) 雇用保険法による求職者給付

雇用保険の失業給付受給資格者が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に、支給される給付金について、必要な手続きを行う。（国費）

(ウ) 求職者支援制度による職業訓練受講給付金

雇用保険の受給資格の無い者が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に支給される給付金について、必要な手続きを行う。（国費）

(エ) 技能者育成資金融資制度

訓練手当、雇用保険の求職者給付又は求職者支援制度の職業訓練受講給付金の支給を受けていない者で、成績が優秀であり、経済的理由により受講の困難な生徒を対象とした技能者育成資金の融資について、借入申込資格確認に必要な手続きを行う。（国費）

(オ) 生徒の災害補償制度

生徒が、職業能力開発センター等の管理下における訓練上又は通校途上による事由で災害を受けた場合に、職業能力開発センター災害見舞金支給要綱により災害見舞金を支給する。

オ 職業能力開発に関する調査・研究

中小企業の人材ニーズや就業に必要な技能・技術に対する各種調査及び職業能力開発センター修了生への調査等を実施するとともに、産業界の技術動向や人材需要に即した新規科目や指導技法の開発、内容の改善を進める。

カ 無料職業紹介の実施

職業能力開発センターにおける訓練指導と就職援助に一貫性を確保し、求人・求職双方のニーズを的確にとらえ生徒の特性を生かした就職を促進するために、職業能力開発センターに就職支援推進員等を配置し、能力開発担当、職業訓練指導員等との連携により職業紹介事業を実施する。(10校)

また、生徒に対する求人情報及び事業主に対する求職情報を、インターネットを活用して提供する。

キ 技能照査の実施

技能照査は、職業訓練修了時に一定の基準のもとに、訓練生がその水準に達しているか否かを判定する制度である。

技能照査合格者には、技能士補（国家資格）又は東京都技能士補の称号が与えられる。技能士補の場合には、相当する技能検定職種（2・3級）の学科が免除される。

ク 生徒の資格・免許取得への取組

職業訓練は、その性格から各種の資格・免許に深い関わりを持つ。資格等の取得を目標の一つに置くことにより生徒の技能習得意欲の向上につながり、また、資格取得により就職も有利になる。

このため、職業能力開発センター等では、資格等の取得に向けた訓練を実施するとともに、訓練科目の改善に当たっては、生徒のさらなる能力向上と資格等の取得も視野に入れたカリキュラム編成に取り組んでいる。

(2) 在職者向け訓練（能力向上訓練）

ア 能力向上訓練

能力向上訓練は、在職者に対し、職業に必要な能力の向上に要する技能及びこれに関する知識を習得させるために実施する訓練である。

都では、主として中小企業で働き、企業内での職業能力開発の機会に恵まれない在職者を対象とし、高度な技能や新技術を習得できるようコースの設定を行っている。

(延1万9,322人)

- ・東京障害者職業能力開発校
対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者・発達障害者等（260人）

※「職域開発科」、「就業支援科」を設置

- ・中央・城北職業能力開発センター板橋校

対象者 知的障害者（20人）

- ・城南職業能力開発センター

対象者 知的障害者（20人）

- ・城東職業能力開発センター

対象者 知的障害者（20人）

イ 能力向上訓練

障害のある在職労働者の職業能力の開発・向上を促進するため、東京障害者職業能力開発校において、障害者を対象とした能力向上訓練を実施する。（50人）

(4) 再就職促進等委託訓練

離職者等が再就職に必要なスキルを習得するため、民間教育訓練機関等に委託し、訓練を実施する。

ア 委託訓練

公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた求職者を対象に実施する。

(ア) 民間活用型訓練（計10,415人）

- a IT・医療・福祉・事務（3か月 7,130人、6か月 450人）

雇用が見込まれる産業分野から科目を設定し、訓練を行う。

※再就職促進オンライン委託訓練及び緊急対策委託訓練を含む。

- b 短期間・短時間委託訓練（1,000人）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業者や勤務シフトが減少した在職者等に対し、短期間や短時間のカリキュラムで、ITや医療・福祉分野等といった他業種への再就職を促進する訓練を行う。

- c 介護福祉士養成科（2年 295人）

介護福祉士の資格取得を目指す訓練を行う。

- d 保育士養成科（2年 716人）

保育士の資格取得を目指す訓練を行う。

- e 専門人材育成訓練（2年 794人）

人材確保が急務の業界等における即戦力人材を育成するため、国家資格等の高度なスキル習得を目指す訓練を行う。

- f 義肢装具科（1年 20人）

義肢装具を作成する専門的技術者を育成する訓練を行う。

- g ウクライナ避難民向け職業訓練（6か月 10人）

日本のでの就労を望むウクライナ避難民を対象とする訓練を行う。

(イ) 委託訓練活用型デュアルシステム（270人）

3か月の訓練と、事業主等における1か月の実習訓練を組み合わせた訓練を行う。

イ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた障害をもつ求職者を対象に実施する。

(ア) 知識・技能習得訓練コース（3か月以内 470人）

知識・技能習得を目的とする職業訓練を行う。

(イ) 実践能力習得訓練コース（3か月以内 200人）

企業等の現場を活用し、職場実習による実践的な職業訓練を行う。

(ウ) eラーニングコース（3～6か月 30人）

訓練施設への通所が困難な重度障害者等で、自宅等でのeラーニング受講が可能な状態にある者に対し、IT技能の習得を目指す訓練を行う。

(5) 職場適応訓練

障害者及び中高年齢者等、就職が困難な求職者で、公共職業安定所長から指示され、都知事が適当と認めた者について、作業環境への適応を容易にするため、民間事業主に委託して訓練を実施し、就職の促進を図る。

(6) 建設人材育成事業（鉄筋コース・型枠コース）

建設技能労働者の高齢化等を背景として、建設現場で働く技能者の育成が急務となっているため、城東職業能力開発センター江戸川校、多摩職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センター八王子校において、現場のニーズが高い鉄筋工と型枠大工の育成を実施する。
(120人)

(7) 女性向け委託訓練

出産、育児等のため離職した女性などの再就職を支援するため、5日間の託児付き通学、3か月の通学、オンラインの短時間訓練のほか、eラーニング訓練を民間教育訓練機関に委託して行う。（5日間コース320人、3か月コース200人、オンラインコース300人、eラーニングコース150人）

(8) オンラインスキルアップ職業訓練

正社員を目指す求職者等を対象とするeラーニングによる訓練を民間教育訓練機関に委託して行う。（3か月 300人）

(9) 保育支援つき施設内訓練

職業能力開発センター・校に入校する育児中の人に対して、民間保育施設を提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。

2 民間における職業能力開発の促進（能力開発課）

(1) 生涯職業能力開発事業等委託事業（広域団体認定訓練助成金）

都知事の認定を受けた認定職業訓練実施団体のうち、広域的に認定職業訓練を実施する中小企業事業主の団体に対して、運営に要する経費を補助する。

・助成額：補助対象経費の1/2若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額

(2) 事業内職業能力開発の振興

ア 認定職業訓練の振興

認定職業訓練とは、事業主の行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法第 24 条第 1 項の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨、都道府県知事が認定したものである。

認定職業訓練は、習得させようとする技能及び知識の「程度」と「期間」に基づき、次のような課程に分けられている。

- ・普通職業訓練（普通課程、短期課程）
- ・高度職業訓練（専門課程、専門短期課程）
- ・指導員訓練（長期課程、専門課程、研修課程）

イ 認定職業訓練運営費の補助

認定職業訓練を実施する中小企業事業主及び中小企業事業主の団体に対して、認定職業訓練の運営及び施設、設備の整備に要する経費について補助金の交付を行う。

- ・助成額：補助対象経費の 2 / 3 若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額

ウ 認定職業訓練の開拓・指導

認定職業訓練の開拓促進と既認定職業訓練の規模拡大を図るため、実態調査・巡回指導等を実施するほか、リーフレット作成・配布等により PR を行う。

エ 職業訓練法人化の促進

認定職業訓練を実施している団体等のうち法人格を有しない団体に対して、訓練実施体制を強化・確立することにより訓練内容の充実を図るため、職業訓練法人化を促進する。

(3) 中小企業人材スキルアップ支援事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

都内中小企業等が従業員のスキルアップを目的として実施する職業訓練の経費に対して助成金を支給する。

ア 社内型スキルアップ助成金

自社内で実施する短時間の職業訓練（OFF-JT）に対して支給

助成額：訓練生 1 人 1 時間当たり 730 円

イ 民間派遣型スキルアップ助成金

民間教育訓練機関等が実施する訓練に従業員を派遣する職業訓練に対して支給

助成率：訓練生 1 人 1 講座当たり受講料等の 1 / 2（上限 2 万 5 千円）

※非正規雇用労働者の割合が受講者全体の 2 割以上の場合は一律 2 / 3

ウ オンラインスキルアップ助成金

民間教育訓練機関等が提供する e ラーニング等により実施する職業訓練に対して支給

助成率：受講料等の 1 / 2（小規模企業者 2 / 3）

※非正規雇用労働者の割合が受講者全体の 2 割以上の場合は一律 2 / 3

1 社当たりの上限 20 万円（小規模企業者 27 万円）

※非正規雇用労働者の割合が受講者全体の 2 割以上の場合は 27 万円

エ DX リスキリング助成金

DX に関して、民間教育訓練機関等が集合又は e ラーニング等により実施する職業訓練又は自社内に外部講師を招いて実施する職業訓練に対して支給

助成率：受講料等の 2 / 3

1社当たりの上限 64 万円

(4) 育業中スキルアップ支援事業（(公財) 東京しごと財団基金事業）

育業中のスキルアップを希望する従業員に対し企業が支援する職業訓練の経費に対して助成金を支給する。

助成率：受講料の 2 / 3（大企業は 1 / 2）

1社当たりの上限 100 万円（年）

3 技能振興事業（能力開発課）

(1) 技能の評価・振興

ア 技能検定

技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度で、職業能力開発促進法に基づき実施されている。これにより、技能に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図るとともに、我が国の産業の発展に寄与することを目的としている。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、2級及び3級に区分するもの、単一等級として等級を区分しないものがあり、それぞれ実技試験と学科試験が行われる。

このほか、外国人技能実習生等を対象とした随時2級、随時3級、及び基礎級を実施している。

イ 東京都職業能力開発協会の助成

東京都職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づいて職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的に設置された、民間における指導的団体である。同協会は、都との密接な連携のもとに、民間における職業能力開発及び技能検定の普及・振興、全国競技大会の参加促進・普及啓発を図るため、職業能力開発のための各種講習会等や技能検定、ものづくり体験教室、認定職業訓練を実施している団体等への支援、全国競技大会の参加費助成などを行っており、都は同協会に対して助成・指導を行っている。

ウ 技能検定専用会場整備事業

外国人技能実習生の増加などに対応し、安定的な技能検定の実施が可能となるよう、技能検定専用会場の整備に向けた取組を実施する。

エ 技能の振興

(ア) 「卓越した技能者表彰」（現代の名工）候補者の推薦

広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図ること等を目的として実施されており、きわめて優れた技能を有する者の中から選定して、候補者を厚生労働大臣に推薦している。

(イ) 東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞の贈呈

都内の事業所等に勤務する優秀な技能者に対して知事賞を贈呈することにより、中小企業等における技能者の確保及び育成を図るとともに、都における技能尊重の気風を浸透させ、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的としている。なお、平成 28 年度から東京都優秀技能者を広く社会一般に広め、優秀技能者の活用を推進する

ため、東京都優秀技能者（東京マイスター）独自のHPを開設している。

- ・贈呈者数：40人以内
- ・贈呈時期：人材開発促進月間中（11月）

(ウ) 東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞の贈呈

優秀な技能者の育成と技能の継承への取組に成果を上げた優良な中小企業等に知事賞を贈呈することにより、中小企業等における技能者の人材育成と処遇・地位の向上を図るとともに、東京の産業の活性化と競争力ある東京のものづくり産業及びサービス産業を築くことを目的としている。

- ・贈呈社数：大賞1社又は団体（3部門の中から1社又は団体）、優秀賞3社又は団体程度（各部門から1社又は団体程度）、奨励賞9社又は団体程度（各部門から3社又は団体程度）
- ・贈呈時期：人材開発促進月間中（11月）

オ 職業訓練指導員免許の交付及び試験の実施

(ア) 免許の交付

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設で訓練指導に当たる者を「職業訓練指導員」といい、「職業訓練指導員免許」を必要とする。

免許の交付を受けることができる者は、

- a 職業能力開発総合大学校の指導員養成訓練課程修了者
- b 職業訓練指導員試験合格者
- c 職業訓練指導員の業務に関して、上記a及びbと同等以上の能力を有すると認められる者のいずれかである。

(イ) 試験の実施

厚生労働省令で定めている免許職種の中から、都の「職業訓練指導員」の不足状況等を勘案して職種を選定し、「職業訓練指導員試験」を実施している。

カ 障害者技能競技大会（アビリンピック）に対する助成

障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を深め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として開催されている。

都は、全国大会に出場する東京都派遣選手に対して東京都職業能力開発協会と連携して支援を行うとともに、地方大会として東京アビリンピックを独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部との共催により開催している。

キ 一般社団法人東京都技能士会連合会の助成

東京都技能士会連合会は、技能士の地位の向上と技能尊重気運の醸成を目的として、昭和52年12月に設立（平成27年5月に一般社団法人化）された、都内の各職種の技能士会等で構成する団体である。

同連合会は、会員技能士に対して技能向上のための研修会等の事業を実施している。同連合会の事業目的と都の施策である技能の振興及び技能士の地位の向上とは密接な関係があり、同連合会の活動は都の施策を補完する意味を持っているため、都は同連合会に対し助成を行

っている。

ク 競技大会等促進支援事業

協同組合等が都内で行う参加者5人以上の技能競技大会及びコンクールに対して奨励金を支給することにより、中小企業等の技能者の技能向上と技能継承の強化を図る。(規模：延50団体程度)

ケ ものづくり教育支援プログラム

次代を担う若者にもものづくりの楽しさ、素晴らしさ、あるいは達成感を体験できる機会を提供し、ものづくり基盤技術に係る学習の振興を図るため、職業能力開発センター・校の人材、施設を活用したものづくり教育を推進する。

(ア) 工作教室(半日から3日間程度) 児童・生徒対象

(イ) 高校生向け実習講座(3日間程度)

コ 職人塾

ものづくりに触れる機会の少ない若者に対して、優れた職人技を目にし、直接職人から指導を受ける機会を提供することにより、技能や職人の仕事への関心を高めさせ、若者がものづくり業界に入るきっかけを創出する。(規模：延50人程度)

サ 東京みらいの名工育成プログラム(再掲)

「Ⅶ 雇用就業対策 第4 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上」1(2)ウ 参照

4 ものづくり・匠の技の祭典(能力開発課)

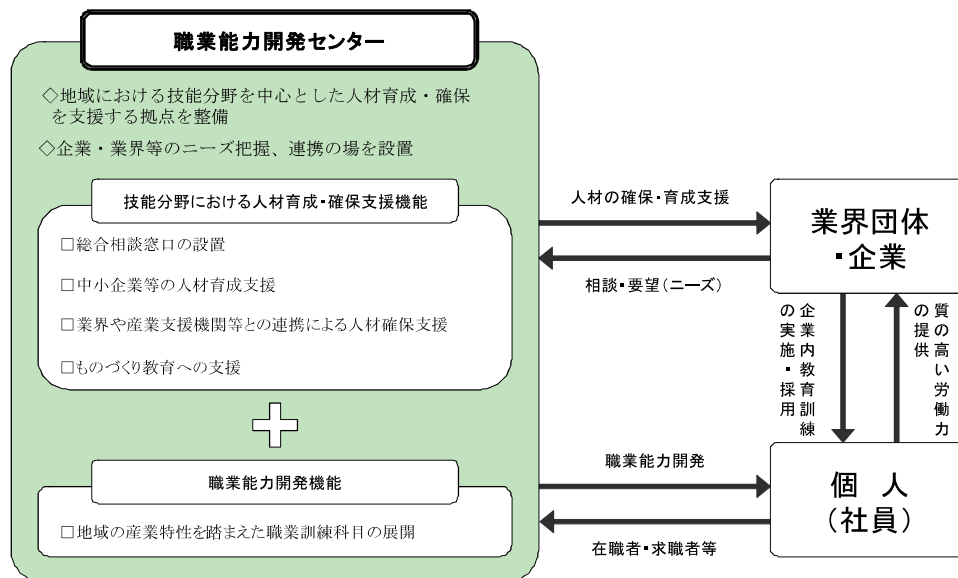
ものづくり産業を持続的に発展させていくために、東京のみならず、日本各地と連携し全国から優れた技能を一堂に集め、ものづくりと匠の技の魅力を、若者をはじめ、国内外の多くの人々に広く発信するイベントを開催する。さまざまな分野の優れた技の展示・実演を行うほか、実際に参加して体験できる機会を提供する。

5 ものづくり技能の総合ポータルサイト情報発信事業(能力開発課)

東京の多様な技能の紹介や技能習得・技能向上に関する情報など、ものづくり技能の総合的な情報提供を行うポータルサイトを運営し、SNS等も活用しながら継続的な発信を行い、次世代のものづくり技能人材の確保、技能継承を促進する。

6 職業能力開発センター事業の展開(能力開発課)

東京の活力を支える中小企業の人材力を高め、競争力のある企業を育成するため、産業界と連携しながら企業ニーズに基づいた人材確保と人材育成を積極的に支援する。都内を4地域に分け、各地域に職業能力開発センターを設置し、地域の業界団体・企業と連携しながら中小企業の人材確保と人材育成を支援する。



(1) 職業能力開発連絡協議会

地域における人材育成・確保に関する関係者の具体的な事業連携を進める場として、地域団体、事業主団体、学識経験者、教育機関、行政機関等で構成する職業能力開発連絡協議会を設置する。情報の蓄積と共有化を図るとともに、地域での連携策の実施等について協議する。

(2) 総合相談の実施

総合相談窓口を設置し、中小企業の人材育成や職業能力開発に関する相談や各種事業の紹介を行う。人材育成に必要な技能指導者の紹介や、企業内訓練に関する指導助言等も行う。

また、人材アドバイザーを配置し、各企業を訪問して人材情報の提供や企業内訓練等に関する支援・アドバイスをを行う。

(3) 産業人材確保事業

東京の産業を支える基盤的技能を持つ人材確保のため、地域の企業・業界団体等との協働・連携による取組を進めていく。地域マッチング会の実施やものづくり業界についての講演会等により、企業が求める人材の確保を図る。

(4) 現場訓練支援事業

中小企業における技能の継承や職業能力の向上を図るため、職業能力開発センターに登録された指導人材が企業現場を訪問し、ニーズに即した訓練指導を行う。

(5) 人材育成プラザの設置

職業能力開発に関する総合サービスを行うことを目的として、知識・技能の維持向上のための講習会の実施や施設の貸出し等を行う人材育成プラザを設置している（中央・城北職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター等 計8か所）。

7 デジタル人材育成支援事業（能力開発課）

離職した若者等に対し、デジタル関連のスキルを付与する職業訓練と再就職支援を一体的に行う取組を実施する（規模：1,000人）。

8 DX人材リスキリング支援事業（能力開発課）

都内中小企業のDXを推進するため、企業の課題把握を踏まえた従業員のリスキリング計画の策定からDX講座までを一体的に実施し、社内DX人材の育成を支援する（規模：250社）。

9 成長産業分野キャリア形成支援事業（能力開発課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

非正規労働者等に対し、再就職やステップアップを目指すことができるようにeラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行う（規模：1,000人）。

10 女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業（能力開発課）

出産や育児等のため退職するなどした女性に対し、オフィスソフトの基礎的操作のほか、オンライン会議やローコード開発等のデジタルスキル等を付与する訓練を実施する。身近なエリアにある通いやすい訓練会場において無料の託児サービスを提供するなど、育児・家事等をしてしながらでも参加しやすい環境を提供し、再就職を支援する（規模：300人）。

11 ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業（能力開発課）

（(公財)東京しごと財団基金事業）

PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する（規模：450人）。

12 短期集中型資格取得支援訓練（能力開発課）

短期間で集中的に成長産業分野等に関連する資格を取得し、早期の再就職につなげるよう、求職者等に対し、eラーニングと試験直前対策合宿を組み合わせた新たな訓練を実施する（規模：100人）。

13 女性向けキャリアチェンジ支援事業（能力開発課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを促進するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施する（規模：500人）。